

偽造美術品購入者の法的救済—アメリカ法を中心として—

山口 裕博

- 一 はじめに
- 二 イギリスにおける偽造美術品取引の規制
- 三 偽造美術品取引とワランティ法理の展開
- 四 偽造美術品取引の抑止を目的とする制定法
- 五 美術品鑑定人の責任
- 六 まとめに代えて—偽造美術品流通の予防策

一 はじめに

偽造された美術品が社会問題を引き起こすことは、洋の東西を問わず珍しいことではない。日本だけでも、戦前の

春峯庵事件(一九三四年)⁽¹⁾、近年の三越古代ペルシア秘宝展事件(一九八二年)⁽²⁾を始めとして、しばしばマスコミにも取り上げられる事件が発生している。一九世紀末以降、贋作が職業として本格的化し、国際的な大美術市場が形成された第一次大戦前後から贋作の数は増大しており、その発見は日常茶飯事であるとされている。⁽³⁾

美術品自体が高価なものであり、それを模倣することにより簡単に多額の報酬を得ることができると偽造美術品の発生の素地があるのであるが、それ以外にも美術の世界に特有な要因により偽造品が制作され、それが一般社会に出回ることになる。⁽⁴⁾

美術品の真贋問題に正確な見解を示すことは必ずしも容易なことではないとされている。専門家集団が十分な検討を加えたとしても、偽物を掴ませられることも珍しいことではなく、美術館に陳列されているものの中にも贋作が紛れ込んでいることがまったく断定できないとされている。⁽⁵⁾

このように、美術品は高度な鑑定眼をもってしても偽物である可能性を否定することができない危険性を秘めているのである。こうした事情を前提とすると、真作であると思いついて購入した後それが贋作であることが判明した場合に、購入者は自分の判断の下に一切の危険を負担するという結論に達したとしてもやむを得ない事情がなくもない。

贋作を制作することは法的に禁止されており、偽造美術品の作成・販売に従事した場合には、法的な制裁を受けることになる。例えば、模写物である絵画に不正に印章・署名を現出させ真作に見せることは刑法第一六七条の「偽造」にあたる。⁽⁶⁾ また、判例は、画賛の署名や書画の箱書きを刑法第一五九条の文書としていことから、私文書偽造罪に問われることになる可能性がある。また、著作権法上の問題ともされる。さらに、こうした作品を扱う古物商については法律上の規制措置が採られている。

一方、偽造美術品を真作であると信じて購入した者は、一般に錯誤無効の主張をすることができるとき以外、自分の判断に責任を取らなければならないとされており、「画幅の著者の真偽についての錯誤もしばしば問題となるが、自分の鑑識によって買う場合には、錯誤とならない。けだし、かような場合には、むしろ、真物の売買という表示はないといふべきだからである」とされている。

これに對して、売り主が真作に間違いない旨言明し、買い主がこれを信じて買い受けた油絵が、実際には贋作であった場合には、要素の錯誤になるとされている。また、売り主がピカソ真作の署名のある版画をピカソのオリジナル版画であると誤信して売却した事例において、それが売買契約締結時に少なくとも動機として黙示に表示されていて要素であるので、贋作であることが判明した場合には要素の錯誤となつるとする判決が下されている。

贋作であることが判明した場合に錯誤による救済が認められるとした事例において、前者では、売り主側が積極的に真作であることを保証して贋作の場合には引き取る約束があつたこと、元の所有者を説明して真作であることが間違いないことを告げたこと、後者では、売り主が善意であつたといえないなどの事情がある。そのため、一般人が真作であるといふ画商の判断を基に購入を決定した場合であっても常に錯誤の主張が認められるとは限らず、画商の発言ないし保証を根拠に取引を撤回することは困難を極めることが予想される。このように、現行法の下においては、偽造美術品の制作・販売を消極的な形で規制する法制度は存在するが、積極的に偽造美術品の購入者を保護するものは存在しないといわなければならない。

バブル経済華やかなりし頃、不動産や株式等の投資と並んで、国の内外において美術品に対する巨額の投資が行われ、海外から大量の美術作品が国内に流入するに至つた。バブル経済の崩壊に伴い美術市場も急速に縮小し、その結

果金融機関等が絵画担保ローンなどによる債権の担保として保有している美術品の数はかなりの数に上るが、絵画の質を選ばず単に投機目的で美術品取引が行われたため、美術的価値の高いものは少ないとされている⁽¹⁾。バブル経済の時期においては、大量の偽造美術品が出回ったことは否定できないし、刑事事件も多発することになった⁽²⁾。こうした偽造美術品の問題は、バブル経済が終息した今日においてもなお解消されずに残されている。

偽造美術品の問題は海外においては以前より問題とされており、購入者を保護する具体的な方策が考えられてきているが、そこにおいても決定的な解決策を発見するには至っていない⁽³⁾。日本でも、同種の問題は発生しているが、これまで意識的に問題解決を図ろうとする動きは見られない。こうした背景には、いくつかの原因が考えられる。まず、美術品に対する投資額や取引量が従来は必ずしも大きくなく、また、美術市場自体が成熟したものではなく、オークションによる取引が広く行われている欧米とは異なり、美術品取引が社会的に一般化されていないことも挙げられよう⁽⁴⁾。

投機・投資としてではなく、正常な取引行為の対象として美術品を価値有るものとすることは、日本の文化面での国際的な評価を高めることに通じるのではないだろうか。

本稿は、アメリカにおける偽造美術品購入者保護制度を概観することにより、日本法の抱える問題点の一端の解決策を探ろうとするものである。

【注】

(1) 肉筆浮世絵贋作の販売展示会を行い、贋作者・画商らが逮捕された事件であり、松本清張の小説「真贋の森」はこの事件を扱っている。

- (2) 杉山二郎『真贋往来』（平成二年、瑠璃書房）一一二頁参照。
- (3) 「古美術のばあいには、五点のうち四点は疑わしく、十九世紀以降の新しいものでも四点のうち一点はいけないという定式が、玄人の間でたてられている」瀬木慎一『真贋の世界』（一九七七年、新潮社）六〇頁。
- (4) 偽作・贋作は模倣の作業を伴うものであるが、模倣と創造とは常に微妙な関係にあり、いかなる天才であっても模倣から出発する。模倣と創造について、「最初の贋作がすでに太古のナイル河畔にあらわれていることで自明なように、贋作は美術に附着するまことに厄介な問題だ。そして贋作が発生する基礎には、模倣に対する人間の根源的な衝動があるはずである。贋作は明らかに意識的な行為であり、一つの犯罪であるけれど、模倣衝動の方は、もつと根ぶかく、従って、断ちがたいものがある。模倣はエジプトよりもはるかに古く、ラスコーの洞窟絵画に、幾世代にもわたって描きかさねられた動物の輪郭図にいち早くあらわれているといえる」とされている。瀬木慎一前掲書二五一頁。
- (5) 鑑定之難しむに就ては、Luxmoore-May v. Messenger-May Baverstock 事件 ([1989] 04 EG 115, [1989] 1 EGLR 11, available in LEXIS, INTLAW, ENG CAS.) において、一枚の絵画に関してサザビィ社で鑑定の仕事に従事している者でも異なる見解に達したことから伺える。なお、一九九〇年にイギリスの大英博物館は、「FAKE」の特別陳列展を開催し、それまで本物の名品として展示してあったものを偽物として紹介したことについて、三杉隆敏『真贋ものがたり』（一九九六年、岩波書店）六六一―六七頁。
- (6) 大判昭二一・一二・一四集一六・一六〇三。
- (7) 大判大二・三・二七録一九・四二三。
- (8) 大判大一一・一〇・一〇集四・五九九。
- (9) 我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、昭和四六年）三〇一頁。細かな事実関係は不明であるが、大審院は、「上告人ハ被上告人ノ観覧セシメタル画幅中ヨリ自己ノ鑑識ニ依リ特ニ本訴ノ画幅ヲ選択シ之ヲ買受ケタルモノニシテ自己ノ鑑識ヲ度外ニ措キ筆者ノ真実ナルコトヲ以テ売買ノ要件ト為シタルニ非ス然レハ其画幅ハ仮令上告人ノ信シタル者ノ真筆ニ非サルニセヨ是唯上告人カ鑑識ヲ誤リタルニ過キスシテ売買行為ノ要素ニ錯誤アリト謂フ可カラス」とする。

大判大ニ・三・八評論二巻民一六一頁。

(10) 最高裁第一小法廷は、「訴外久本は、上告人から本件油絵二点を買受けるに際し、上告人に対しとくにそれが真作に間違いのないものかどうかを確かめたところ、上告人が真作であることを保証する言動を示したので、これを信じて買い受けたものであるが、右作品はいずれも贋作であったとの事実を確認し、右事実関係に照らせば、右両者の間の売買契約においては本件油絵がいずれも真作であることを意思表示の要素としたものであって、久本の意思表示の要素に錯誤があり、右売買契約は要素に錯誤があるものとして無効で、上告人は久本に対して売買代金三十八万円を返還すべき義務があり、旨判断したうえ、さらにすんで、被上告人において久本の右意思表示の無効を主張し、被上告人の久本に対する売買代金返還請求権を保全するため、久本の上告人に対する右売買代金返還請求権を代位行使することを肯首」(最判昭四五・三・二六民集二四巻三号一五一頁)する控訴審の判断を認容している。もっとも、この事件は要素の錯誤による意思表示の無効を第三者が主張することが可能かが問題とされたものである。小林一俊『錯誤法の研究 増補版』(一九九七年、酒井書店)五二三頁参照。

(11) 名古屋地判、平成一・一二・二一判タ七二六号一八八頁。

(12) 「NHKスペシャル『バブル美術館・一兆円絵画投機の中の日本』」NHK総テレビ一九九七年八月二四日二一時放送参照。世界のオークション会社の総売上高および日本の美術品の輸入額は、一九九〇年をピークに二年後には一〇分の一に激減していることにつき、瀬木慎一「美術市場の無惨な傷跡」(朝日新聞一九九三年一月二日朝刊)、解説「名画倉庫に眠る」(読売新聞一九九三年五月二八日朝刊)参照。

(13) 一九九一年の総合商社イトマンを巡る贋作絵画取引疑惑において大量の絵画鑑定が行われ(朝日新聞一九九一年四月九日朝刊)、一九九三年には、八重洲画廊を巡り名画の横領・偽作疑惑が報道されている。読売新聞一九九三年八月四日朝刊、同年九月九日朝刊参照。

(14) 美術品犯罪についての本格的な研究書として、John E. Conklin "Art Crime" (1994, Praeger) がある。同書については、森下忠「美術品犯罪(上)(下)」判時一六一四号三九頁(一九九七年)、同一六一七号三一頁(同年)で紹介がなさ

れている。

(15) オークションの歴史については、ブライアン・リアマウント著 中村勝監訳 中村真喜子・下山晃共訳『オークションの社会史—人身売買から絵画取引まで—』（一九九三年、高梨書店）参照。

二 イギリス法における偽造美術品取引の規制

一八世紀末から一九世紀にかけて、イギリスは美術市場において、一九世末から今日に至るまでアメリカが果たしているのと同様の役割を担っていた。¹⁾ 偽造美術品が市場に盛んに出回ったのか、贋作を購入した者から売り主を訴えた訴訟が報告されるようになったのはこうした時期と符合している。

コモン・ロー裁判所は、売り主の責任を判断する基準として、意見 (opinion) とワランティ (warranty) とを区別する手法を採用している。

Jendwine v. Slade 事件²⁾ がこうした手法を採用したもつとも古い事件であるとされている。被告は二枚の絵画を、一枚は Claude Lorrain 作³⁾、もう一枚を Teniers 作の真作であると偽って原告に売ったが、実際には贋作であった。原告は、詐欺を理由に訴えたが、裁判所が問題としたのは、カタログに記載された作者名がワランティを構成するものであるか、購入者が重要視しなかった説明 (description) もしくは意見であるか、ということであった。裁判所は、カタログがワランティを構成することを否定し、次のように述べる。「本件をワランティの事件とすることは不可能である。当該作品は、数世紀を遡る作者の物であり、当該作品が真作であるかどうかを確定する方法が残されておらず、署名がなされている作者の作品であるかということは単なる意見に過ぎないのである」³⁾ とする。従って、カタログが示しているのは当該作品が真作であるとする売り主の意見であり、購入者は独立した判断をすべきであると、「売り

主が自分で信じていることを表明しているにすぎない場合には、その者は詐欺の責任を負うことはない」とする。

Jendwin 事件に続くのが、Lowther v. Lord Lowther 事件⁵である。この事件の事実関係は、Jendwine 事件とは大きく異なっている。遺産の遺言執行者が一枚の価値ある Titan 作の絵画を、その価値を十分に知らずに画商に一定価格で販売するために預けた。被告は、当該絵画の汚れを落としてその価値を知ることになったが、合意された代金にて購入したものであることを主張した。エクイティ裁判所は、事実上次のように判示した。画商は単に販売のための代理人であるとする、買い主注意せよの法理が逆に適用されることはないが、代理人であるので、本人である売り主に対して、関連する一切の情報、すなわち「この絵が、Titian 作の非常に価値のある絵画である」ということを伝える義務があったとする⁶。

売り主は、事情を承知している場合には、誤解していることを通知する必要はないが、作品についての買い主側の誤解を招かないようにする義務を負うとしたものに、Hill v. Gray 事件⁷がある。同事件において、売り主の代理人が原因で、買い主は購入しようとする作品を有名なコレクターが所有しており、価値あるものと誤って思い込んでしまった。買い主は誤解をしたままであるのに、代理人は買い主が取引を行うままに任せた。裁判所は、契約が無効である旨判示した。

Lomi v. Tucker 事件⁸と De Sewhanberg v. Buchanan 事件⁹においては、売り主の表示が明示のワランティを構成する場合には、買い主は取引を撤回するか、偽造の作品を手元に残す代わりに、陪審が適正価格であるとしたものの支払いをすることを裁判所は命じた。

転買人の特別な主張が認められた事例もある。Pennell v. Woodburn 事件¹⁰においては、売り主がある絵画を保証の上に売却し、買い主が別の人に転売した事件で、二番目の買い主が最初の売り主が述べたこと、すなわち当該作品が

Claude 作であるとしたのはワランティにあたり、それに違反していることを根拠に、訴訟に関する費用を請求し、裁判所により認められている。

Power v. Barham 事件⁽¹¹⁾においては、ある陳述がワランティを構成するか、もしくは意見の表明かを決定することは陪審に委ねられるとする旨の判決が下されている。この事件では売買時に、売り主は買い主に対して、「四枚の絵画、ヴェニススの眺望' Canaletto' 一六〇一」と記載したレシートを手渡した。陪審の評決によると、購入者は Canaletto の作品を契約したのであり、このレシートはワランティを構成するものであり、単なる説明もしくは意見の陳述を構成するものではないとし、本件において、購入者の提出した受領書は、売買契約時に購入者に渡されたものではあるが、明示のワランティを構成するとする。

裁判所は、Jendwine 事件⁽¹²⁾と Power 事件⁽¹³⁾とを区別し、後者においては、作者は比較的最近になって死亡し、売り主は当該作品の制作者を特定することができるのに対して、前者においては、作者が死亡してからかなりの時間が経過しており、制作者の特定は不可能だからであるとする⁽¹⁴⁾。しかし、実際には両者の違いは必ずしも大きなものではなかった。

かくして、偽造美術品の購入者がコモン・ロー上の請求をするためには、売り主の陳述が明示のワランティを構成していること、および売買時にその陳述が誤りであることを認識していたことが必要とされていた、と結論づけることができる。

買い主は欠陥を発見した後に相当の期間を徒過すると、売り主を訴える権利を失うことになる。Hindle v. Brown 事件⁽¹⁵⁾において、競売人 (auctioneer) が、売り主はある有名な画家の作品であるとした絵画の代金支払いを求めて買い主を訴えた。売買は一九〇九年六月二六日になされ、買い主は同年二月二八日付けの小切手にて支払いを行ったが、

その後贋作であることが判明したので、七月一日に支払いを中止した。

控訴院は、被告は相当な期間に支払いを中止しなかったのであり、競売人に支払いをなす義務がある旨判示した。競売人は、売り主・本人に対して競売後直ちに競売代金からの支払いをしなくてはならず、買い主はこのことを知っていたからであるとする⁽¹⁶⁾。

贋作を真作であると思ひ込んで絵画を購入した者は、錯誤や不実表示の法理による救済を求めることがあるが、このような事件において問題とされる契約目的物の性質に関する錯誤の問題について、イギリス法においては一般に錯誤による救済は認められないとされてきている⁽¹⁷⁾。

大陸法の影響を受けて目的物の性質と実質の錯誤を区別することは、すでに Blackburn 裁判官が Kennedy v. Panama 事件⁽¹⁸⁾において明らかにしている。一方、Associated Japanese Bank 事件⁽¹⁹⁾において Steyn 裁判官は、「この種の錯誤に関するコモン・ロー上の法理の適用範囲は、「大陸法の場合に比べて著しく狭い」⁽²⁰⁾のであり、さらに、錯誤問題を取り扱う場合の出発点として、「法は明白な契約を破壊するよりも支持する」⁽²¹⁾ことを要求している。このことはコモン・ロー上の錯誤法理の適用範囲を制限しようとする、以前からの判例において示されている政策を具体的に表現するものである。

Bell v. Lever Brothers Ltd. 事件⁽²²⁾の傍論における Atokin 卿の発言によると、「A が B より一枚の絵画を購入し、両者が共に昔の大家の作品であると信じ、高額の対価が支払われた。その後、現代のコピーであることが判明した。不実表示もしくはワランティが存在しない場合には、A には何らの救済方法も存在しない」と⁽²³⁾されている。

同一の見解は、Leaf v. International Galleries 事件⁽²⁴⁾において採用されている。英国の風景画家の Canstable 作であるとする絵画の売買契約において売り主買い主ともに真作であると信じていた場合には、同契約は無効とはならな

いとされた。「かくして、この性質を欠く絵画は、基本的には両当事者がそう信じたものとは基本的に異なるものである。原告が売買代金の返還請求の根拠としたのは錯誤ではなく、不実表示であったのであり、控訴院も全体として、このことに同調する。錯誤は、『ある意味で基本的または根本的である』としても、契約を無効とするものではない」⁽²¹⁾

錯誤による救済が認められない事件においては、不実表示による救済を主張する可能性が残されている。この救済が認められるためには、契約締結に導くために売り主が明確かつ重要な陳述を行い、買い主がそれを信頼した事実があることが必要である。絵画の作者を確定することは現在の事実に関する陳述であり、買い主にとっては重要なものとされる可能性があるが、信頼の事実が存在しなければ救済はなされない。また、信頼の事実が立証されたとしても、売り主の側に詐欺もしくはネグリジェンスが存在しない場合には、エクイティ上の取消、もしくは取消に代わる損害賠償が認められるだけである。⁽²²⁾

美術作品の作者を善意にて誤って確定した売り主の責任を問うことができるかという問題について、イギリスにおいて報告されている判例はほとんど見あたらない。Hardingdon Ltd. v. Hull Fine Art Ltd. 事件⁽²³⁾はこのことを直接問題とする数少ないものの一つである。Nourse 裁判官は、「不思議なことではあるが、こうした毎日行われる取引に関して先例がほとんど存在しない」と指摘している。

後に厭作であることが判明した二枚の絵画の売り主と買い主の双方はロンドンにて画商を営んでおり、当該絵画は一九八〇年のオークションのカタログにおいては、ドイツの印象派の画家 Gabriele Muntet 作であるとされていた。一九八四年に売却方を依頼された被告の代表者はイギリスの若い現代芸術家の作品については造詣が深かったが、当該作品が実際に Muntet 作であると結論づけるだけの経験も知識も持ち合わせていなかった。同氏は、クリステイ社に当該作品を持って行くとともに、ドイツ印象派作品を専門に取り扱う原告に話を持ち込み、原告の従業員が被告と

の交渉を行った。その際同氏は、当該作品について良く知らず、Minter の専門家でもないことを原告の従業員に伝えた。原告の従業員は、一枚の作品を六千ポンドにて購入することに合意し、その出所等につき問うこともなかった。当該作品の送り状では Minter 作とされていた。

贋作であることが判明して、原告は売買代金の返還を求めて訴えを提起したが、その主たる理由は、一九七九年動産売買法第一三条一項が適用される説明書による売買があり、同法一四二条二項により黙示される条件、すなわち当該絵画が商品適格性を有することの違反が存在したということである。

原審裁判官は、買い主は Minter 作であるとする絵画の説明書を信頼して購入したのではなく、従って説明書による売買はなかったとし、さらに当該絵画が同法第一四二条六項で定義する商品適格性を有するものではなかったことの立証がなされていないとして、売り主勝訴の判決を下した。⁽²⁸⁾

錯誤、もしくは不実表示の法理を本件のような類型の事件に適用することは困難であるため、契約違反を理由とする救済を利用することになる。この主張は、作者の確定に関する明示的な契約条項を根拠とするものであり、それらの条項は、当事者の意思と当該契約における位置づけにより、条件 (condition) もしくはワランティとなることになるが、制定法上の条件は、一九七九年動産売買法第一三条一項ならびに同法一四二条により黙示されることになる。動産売買法により買い主が救済されるかにつき、以下のいくつかの点が問題とされた。

まず同法第一三二条一項⁽²⁹⁾による説明書による動産売買が存在したか、という問題については、Nourse 裁判官と Slade 裁判官は、説明書による動産売買が存在するためには、両当事者は当該説明書が契約条項になることの意味を有していたことを立証する必要があるとし、このことを立証するためには、売り主が説明の際に用いた言葉が買い主が信用したかどうかを判断する必要があるとする。Nourse 裁判官は、「当該説明書は売買契約において十分な影響力

を有しているため重要な契約条項になつているのであり、その影響力と相関的な関係に立つのが信頼である」とし、
 買い主が当該説明書を信頼していることを両当事者が意図していたとするのが相当である」とすることができなければ、説明書による動産売買は存在しないとす。Stade 裁判官も同意見であり、次のように述べている。「説明書に対する信頼の存否は、契約時における両当事者の意思に光を当てる限りにおいては極めて重要である。買い主の側にそのような信頼が存在しない場合には、両当事者は説明書の信頼性が契約条項となるとするとの意思を有していたこと、他の言葉で言い換えれば、両当事者は買い主が当該動産をそのままのものとして購入することを考えていたとすることの強力な証拠となりうる」とす。Stade 裁判官は、本件における両当事者が美術品取引を業とする者であるので、取引の過程において一方の当事者が作者の確定を行ったことは、当該売買が説明書による売買となるかについての判断において関連性を有する、とする⁽³¹⁾。

Nourse 裁判官と Stade 裁判官は、買い主は当該絵画に付された説明書に信頼を置いたものではなく、当該作品の作者が誰であるかについては独自の判断によるものであり、買い主が当該作品について売り主の述べたことを信頼していないので、動産売買法一三条の問題は生じないとす。Stade 裁判官はさらに、送り状において Muntzer 作としていることは、オリジナル作品を契約の重要な部分とする当事者の意思に合致するということにつき、「両当事者が Gabriele Muntzer 作であることを知っていた特定の絵画を指し示す簡便な方法に過ぎない」とす⁽³²⁾。

Stuart-Smith 裁判官は反対意見を述べており、説明書による売買が存在したとする。その根拠として、両当事者が電話にてやりとりをしていること、送り状が特定の画家による絵画を示していること、およびカタログにおける説明を挙げている⁽³³⁾。同裁判官は、売り主が特定の画家についての知識がないということだけでは以前に述べたことを撤回することにはならず、制定法により黙示されている条件を排除することができるのは明確な言葉による場合だけであ

り、美術品取引の業者としての経験を有することは、絵画の真贋を決定する際には必ずしも重要なことではない、とする。⁽³⁶⁾

Nourse 裁判官の見解によれば、本件における争点は当該絵画が商品適格を有するか、ということであるとする。⁽³⁷⁾

Nourse 裁判官は、この種の絵画購入の目的が芸術的鑑賞にあるとする原審の認定を支持するものではあるが、転売ということも含まれるとし、転売自体は可能であるので商品適格を有するとする。⁽³⁸⁾

Nourse 裁判官は、動産売買法一三条一項の下における説明書により売買されたものでなくとも同法一四條六項のもとで適用される説明書を有することは可能であるが、裁判所が両者の意義が同一であるとすると可能性は少ないとし、商品適格の争点について影響を与えるべきではないとする。同じように価格の問題についても原告が自分自身の判断により購入することを決定した場合には、転売もしくは美術鑑賞に適した絵画が商品適格を欠くことを主張する根拠として、自らの判断ミスを持ち出すことはできないとする。⁽³⁹⁾

動産売買法一四條二項の適用について、Slade 裁判官は Nourse 裁判官と異なった見解を採っている。すなわち、当該絵画が Minter 作であるということは契約条項ではなく、作品の条件もしくは品質につき問題となっていることもないので、同条が適用される余地はないとする。⁽⁴⁰⁾

反対意見の Stuart-Smith 裁判官は、本件における商品適格性で問題となることは、物自体の性質だけではなく、制作した画家、絵画に付された説明書、代金などのその他の要素も重要であり、「このような状況の下において、実際上は無価値の贋作は、Minter 作として六千ポンドにて売買されている目的に適する物であると考えすることはできない」とする。⁽⁴¹⁾

Hardingdon 事件では、画商が作者の確定 (attribution) を善意にて誤ったのであるが、そうしたものは絵画の売

買においては契約上の説明書にはならないとされ、作者の確定に関する陳述は、契約条項ではないとされた。その理由は、売り主は、真作に相応しい価格を設定しているのであるが、買い主に比べて作者についてあまり良く知らなかったからであるとする⁽⁸²⁾。また控訴院は、Leaf v. International Galleries 事件⁽⁸³⁾においては、一九四五年になされた Canstar Co. 作とする表示はフランティである可能性があることを示唆するが、Hardingdon 事件においては、絵画の売り主が作者を特定したが、はつきりと専門的知識を否定しているのであり区別されるとしている⁽⁸⁴⁾。

なお、Peco Arts Inc. v. Hazlitt Gallery Ltd. 事件⁽⁸⁵⁾においては、J. A. D. Ingres 作とされる絵画の売買契約後に贋作であることが判明し、売り主は「事実に関する共通の錯誤」を理由に代金の返還請求義務があることを認めたが、原告の請求が六年の出訴期限内になされたかが問題とされた。高等法院女王座部の Webster 裁判官は、一九八〇年出訴期限法第三二条一項c号の「相当な注意」は、「価値ある美術品の通常の思慮ある購入者および所有者が、購入の状況を含む一切の状況に照らして、行うであろうこと」⁽⁸⁶⁾を意味するとし、原告の請求は出訴期限を徒過していないとした。イギリス法においては、偽造美術品が売買された場合に売り主側の説明がフランティになる場合には救済される可能性があるとしても、買い主側の錯誤を根拠にする救済が認められておらず、また Hardingdon 事件に見られるように、現行法の下においても依然として基本的には「買い主注意せよ」の法理が支配していると思われる⁽⁸⁷⁾。

【注】

(1) 美術品の偽造と美術品市場の関係については、P. B. Skolnik, "Art Forgery: The Art Market and Legal Considerations", 7 Nova L. J. 324, 319-327 (1983).

(2) 2 Esp. 572, 170 Eng. Rep. 459 (1797).

- (3) Id. at 459.
- (4) Id. at 460.
- (5) 13 Ves. 95, 33 Eng. Rep. 230(1806).
- (6) Id. at 231.
- (7) 1 Stark. 434, 171 Eng. Rep. 521(1816).
- (8) 4 Car. & P. 15, 172 Eng. Rep. 586(1829).
- (9) 5 Car. & P. 343, 172 Eng. Rep. 1004(1832).
- (10) 7 Car. & P. 117, 173 Eng. Rep. 52(1835).
- (11) 4 Ad. & E. 473, 111 Eng. Rep. 865(1836).
- (12) 2 Esp. 572, 170 Eng. Rep. 459(1797).
- (13) 4 Ad. & E. 473, 111 Eng. Rep. 865(1836).
- (14) Id. at 866.
- (15) The Law Times vol. 98, 44, 791(1908).
- (16) Id. 792.
- (17) ヲキリス契約法における錯誤理論については、木下毅「英米契約法における錯誤(一)」立教法学第一二号参照。
- (18) Kennedy v. Panama, etc., Royal Mail Co. Ltd. (1867) LR 2 QB 580.
- (19) Id.
- (20) Associated Japanese Bank (International) Ltd. v. Credit du Nord SA [1988] 3 All E. R. 902, at 912.
- (21) Bell v. Lever Bros. Ltd. [1932] A. C. 161.
- (22) Id. at 224.
- (23) [1950] 2K. B. 86.

- (24) Cheshire, Fifoot & Fumstone's Law of Contract 13th ed. (1996, Butterworths) 214.
- (25) Treitel, The Law of Contract 9th ed. (1995, Sweet & Maxwell) Chapter 9 参照。
- (26) [1990] 1 All E. R. 737, [1990] 3 W. L. R. 13.
- (27) [1990] 3W. L. R. 13, at 21.
- (28) Id. at 14.
- (29) 動産売買法第一三条一項は、「説明書による動産売買が存在する場合には、当該動産は説明書と一致するものとする」との黙示の条件が存在する」と規定している。
- (30) [1990] 3 W. L. R. 13, at 21.
- (31) Id. at 30.
- (32) Id. at 31-32.
- (33) Id. at 22, 32.
- (34) Id. at 32.
- (35) Id. at 26-27.
- (36) Id.
- (37) 動産売買法第一四條六項は、商品適格につき次のように規定している。「いかなる種類の商品であっても、以下の場合には前記の二項の意味における商品適格を有する。すなわち、それらのものが、それらに付された説明書、(関連する場合には)代金およびその他の関連する状況を考慮に入れて期待するのが相当であるのと同等に、その種の商品が通常購入される目的にとって適したものである場合である」
- (38) [1990] 3 W. L. R. 13, at 22.
- (39) Id. at 23.
- (40) Id. at 32.

- (41) Id. at 29.
- (42) この点について、契約法と動産売買法とを混同するものであるとの指摘がなされている。なぜならば、画商の陳述は、明示的ならし黙示的な契約条項、もしくは表示であるとするところからであるとする。Cheshire, Fifoot & Furmston's Law of Contract 13th ed. (1996, Butterworth) at 133.
- (43) [1950] 2 KB 86.
- (44) 「この事件は実際には Leaf 事件よりも納得のいく事件である。なぜならば、買い主は本物の Munter の代金を支払っているが、Leaf 事件においては、本物の Castable の代金を支払っていないからである」(Cheshire, Fifoot & Furmston, supra note 42, at 244) とする。
- (45) [1983] 1 W. L. R 1315.
- (46) Id. at 1323.
- (47) この点については、L. A. Lawrenson, "The Sale of Goods by Description - A Return to Caveat Emptor" 54 M. L. R. 122 (1991) 参照。

三 偽造美術品取引の規制とワランティ法理の展開

a 詐欺、不実表示を理由とする購入者保護

アメリカにおいては、州によっては、コモン・ロー上の詐欺、不実表示を理由に購入者保護が行われている¹⁾。この場合、原告は被告に故意、すなわち欺く意思があったことを立証しなければならぬ。これに対して、被告は、自らの表示の誤りを知らなかったこと、または真実であることを信じるにつき正当化されることを立証することにより、反証することができる。

絵画を購入した者が画商により故意に欺かれたことを立証するための要因が議論された事件に、Plimpton v. Fried-

berg 事件がある。

この事件で裁判所は、被告の表示が真実であるかどうかについての知識なしになされた場合には必然的に不実表示になり、被告の行為は絵画の真作性について黙示的に確認していることになる⁽³⁾。

被告は、ニュージャーシー州のアランティック・シティの有名な遊歩道において老舗のギャラリイを経営していると称していた。原告が店に入るや、被告は Gainsborough 作と Reynolds 作とする絵画を一枚ずつ見せ、もっと良い作品があるといって Romney 作とする一枚の絵画を見せた。被告はいずれも本物であると信じていた。原告は、Romney 作とする作品を購入して一万八千ドルを支払ったが、それは被告が三千五百ドルで手に入れたものであった。被告は、自ら署名した Remony の真作性を証明する書類を原告に渡した⁽⁴⁾。

原告は、被告から Gainsborough 作と Reynolds 作とする二枚の絵画も購入した。Reynolds の絵画の証明書は、「Joshua Reynolds 作の Bancroft Burton 婦人の肖像画」と記しており、以前の所有者名や売却の顛末についても説明されていた。Gainsborough 作とされるものの証明書においても同様であった⁽⁵⁾。

原告は、詐欺 (deceit) を理由に訴訟を提起した。原審裁判所の判決によると、被告側有利の評決を指示した。誤った陳述がなされたが、被告がそれが真実ではないことを知っていたことが証拠により立証されるものではない、ことを理由としている⁽⁶⁾。トライアルにおいて、美術品鑑定人が当該絵画の価値と芸術的特徴について説明しており、その証言によると、五百ドルから一千ドルまでの価値しかなく、いずれも贋作であり、特に芸術的に優れている点もないとのことであった⁽⁷⁾。また、同鑑定人によると、当該絵画が真作ではないことは確認できる事実であり、単なる意見ではないとのことであった。

被告の主張によれば、原告に当該絵画を売ったときには、その真作性について個人的な知識を有するものではなかつ

た、とのことである。また、所有者から販売を委託されたのであり、所有者と直接やりとりをしたものでもないとする。被告に当該絵画の問題となつて作者についての情報をもたらしたのは、被告の妻であった。委託者と被告の妻はトライアルにおいて証言をおこなつていない。被告は、当該絵画を原告に販売する交渉過程において、注意深く行動しなかつた。被告は、当該絵画を「誰それの芸術家『作である』『帰する』『作であるといわれている』」とは述べてはいないが、オリジナル作品であるとした。

控訴審において、裁判所は原審判決を覆し、以下のものを詐欺訴訟において重要な要素であるとしている。⁽⁸⁾ ①被告は、原告に対して何らかの陳述を行い、原告がそれに基づいて行動することを意図していた、②その陳述が誤りであり、被告はその時に悪意であつた、③原告は、当該表示が真実であると信じてそれに基づいて行動し、損害を被つたことである。

美術品市場は経験のない買い主にとって必ずしも友好的ではなく、とりわけ、オークションにおいてはそうであるということができるとされている。⁽⁹⁾

Nataros v. Fine Arts Gallery of Scottsdale, Inc. 事件⁽¹⁰⁾においては、経験の乏しい買い主に専門家が価格についての助言を行ったことに起因する詐欺の主張が認められなかつた。

被告は、Fine Arts Gallery of Scottsdale, Inc. のセールスマンで、一九七三年一月、同ギャラリーが主催するオークション会場にて原告夫妻に近づき、美術品の価格に無知であることを知るや、美術畑の専門家であるとして係争中の絵画や銀製品の価格幅について助言を行った。原告らは、五七個の品物を総額約五七万七千ドルにて購入し、その後一部の宝石については解約した。鑑定書は、Fine Arts Gallery の社長が準備したものであつた。

約一年後、原告はサザビィ社のロサンゼルス事務所を持ち込み、鑑定をしてもらつたところ、オークションにて支

払った金額をかなり下回るとのことであった。

原告は、消費者詐欺 (consumer fraud) を主張し、代替的に、過失不実表示とコモン・ロー上の詐欺の主張を行った。

消費者詐欺の主張が認められるためには、欺された消費者が不実表示により損害を蒙ることが必要であるが、原告はこのことについて立証していないとされ、消費者詐欺の主張は退けられた。¹¹⁾

過失不実表示とコモン・ロー上の詐欺の主張において重要な要素は、「表示の欺瞞性の立証」¹²⁾であるが、原告は公開のオークションにおいて定まった価格にて購入したのであり、価格が誤りであったことを立証することはできないとされた。原告が主張の根拠とした 'Pasternack v. Eskay Art Galleries, Inc. 事件' とは区別されるとする。¹³⁾ Pasternack 事件においては、目的物の価値だけではなく品質についても不実表示がなされ、オークションにおいて確定した価格は偽りのオークションの結果として生み出されたものである、とする。¹⁴⁾

弁護士費用についても原審と同様に、被告に認めている。

Von Lehn v. Astor Art Galleries, Ltd. 事件¹⁵⁾においては、ニューヨーク州高位裁判所はコモン・ロー上の救済方法である詐欺と不実表示の法理の適用を回避する一方、事実関係において特に非良心的である場合に原告を何らかの形で救済している。原告は六万七千ドルにて二〇個の翡翠の彫刻 (jade carvings) を購入する契約を結んだ。売り主は、それらのものが手彫りであり明朝のものであると説明したが、¹⁶⁾ いずれもそうではなく、価格も約一万五千ドルであった。原審は、詐欺的不実表示を根拠に原告の請求を退けたが、その理由は、売買契約書ならびに鑑定書において当該彫刻の完全な記述を要求しなかったからである。¹⁷⁾ しかし、UCC 二一三〇二条に依拠して、裁判所は代金が非良心的であるとの理由から、さらに支払い要求する、その他の契約部分の強行を拒んだ。もっとも、その規定に基づき損害賠償

の支払いについては拒絶した。⁽¹⁸⁾

もっとも、裁判所の判決によれば、ニューヨーク州の訪問販売法 (Home Solicitation Sales Act) の下で、原告は取引全体を取り消すことができるとし、頭金と費用の返還を請求することができるとする。⁽¹⁹⁾

その理由は、被告は買い主に解約権について知らせておらず、買い主は売り主に対して解約する旨の通知をすることにより相当な時期に解約することができる旨判示した。このことにより、原告は詐欺もしくは不実表示を理由としなくても、取引の撤回をすることが認められることになった。⁽²⁰⁾ この訪問販売法は、売り主の店舗以外の場所でなされた売買に適用されただけであり、芸術作品の性質や品質についての売り主の陳述を信頼した購入者保護に資することはほとんどないか、先例となることも無いということになる。

b UCC の規定と美術作品の売買

アメリカにおいては、ほとんどの州が物品の商取引を規制するために UCC を規定しているので、イギリスに比べてフランティ違反、詐欺的不実表示に関する判例がほとんど見られない。こうした中で例外的なのが、ニューヨーク州の *Weisz v. Parke-Bernet Galleries, Inc.* 事件⁽²¹⁾であり、二枚の絵画が真作であることに関する明示のフランティが争点になった。

原告は、被告の主催するオークションにおいて別々の機会に二枚の絵画を購入した。被告のカタログによると、その絵画は *Raoul Dufy* の作であるとされていた。数年後に、地方検事が当該作品は贋作であることを発見し、原告に通知した。原告は、カタログに掲載されていることはニューヨーク州売買法 (Sales Act) に規定する明示のフランティを構成するものであるとして、代金の返還を求めて訴訟を提起した。

抗弁として被告オークション会社側が主張するのは、カタログのなかで売買条件を列挙したところにおいて真作であることまで保証したのではなく、一切の真作についてのワランティを否認しているとする。しかし、この売買条件は二ページに渡っていて、他のものより小さい活字で印刷してあり、その後当日オークションに掛けられる作品の作者一覧表とカタログ番号が印刷されていた。

裁判所は、こうした表示の仕方は一覧にふされた作者の作品がオークションにかけられることを黙示的に確認しているものであり、カタログ番号は作者の作品であることを特に示しているとする。²²

最初の取引については、裁判所は、買主は被告の売買条件について注意を払わなかった旨判示した。オークションに参加したのは初めてのことで、上記の条件についての知識がなかった。さらに、放棄条項自体が無効であるとされる。ただし、カタログの言葉使いが作品の真作性を強調しており、作品の真作性についてのオークションハウスの専門的意見について買う主が信頼するようにし向けているということができるからである。

裁判所は、Williston の論文を引用し、本件のような場合において採るべき基準は「通常人」の基準であるとするとする。²³

(1) 買主が実際に放棄条項を読んだとすることは非合理的である。

(2) 素人である買主が当該放棄条項の法的意義を確認したとすることはさらに考えるににくいことである。なぜならば、買主がオークションに臨んだのは作品を購入したいからであり、法的洞察力のゆえではないからである。

裁判所は次のようにいう。オークション会社は、カタログのうち売買条件についてあてたのは最初の数頁だけであり、その他のほとんどの部分は当日オークションにかけられる作品について述べているだけであり、そのことは裁判所の第二の判断を補強するものである。

さらに、オークション会社は、競り主(bidder)になろうとする者が、そのカタログの記述を信頼することを期待し

ていたのである。²⁴ この期待は相当であるが、その理由は、被告 Park-Bernet は、「極めて有名な画商であり、価値のある芸術作品の取り扱い、展示、販売を行うということが人々の心の中に植え付けられており、専門性と信頼性の雰囲気植え付けられている」からであるとされる。従って、購入者となる者が美術界におけるオークション会社の占める地位を根拠にして、当該作品が真作であると推測することに合理性があるとされる。²⁵

裁判所は、責任排除条項が真作であることのワランティを否認するだけの効果を有するかを決定するために、購入者とオークション会社との関係を考察する。オークション会社は、美術作品の真作性につき新米の購入者よりも遙かに知識を有しており、このことは購入者のオークション会社に対する信頼を高める結果となっているのである。かくして、Weisz 事件のような場合には、より明確な形でワランティ責任の否認がなされる必要があるということができるとする。²⁶

ところが、控訴審においては下級審の判決を破棄している。²⁷ 同裁判所によると、芸術家の名前とカタログ番号とを一致させることは単なる意見であり、売買条件として述べられていることは、明示・黙示のワランティ責任の明確かつ無条件の否認であり、購入者は当該作品が真作ではないことの危険につき、それを負わないことを立証しない限り負担することになる。そのため、購入者は贋作であるかもしれないことについての危険を負うことになる、とする。²⁸

(1) 売買時におけるコモン・ロー、ならびにオークションの行われた時の売買法は、いずれも売り主が述べたことから明示のワランティが生じることを認めていない。

(2) 被告オークション会社は、記載された作者の作であるとする作品の真作性についての明示・黙示のワランティ、ならびに表示を明確かつ無条件で否認している。

裁判所は、被告が欺罔する意思をもっていなかったため、詐欺もしくは不実表示を否認している。

裁判所は、「購入者は）買い主注意せよ（caveat emptor）」との警告で満ちている状況の下において注意を払わずに行動した場合には、高い買い物をしたというような不平をいうことは認められない」とする。²⁹

本件判決は、基本的には Jandwine v. Slade 事件³⁰におけるコモン・ローの分析を用いており、ワランティと意見の区別を強調するとともに、「買い主注意せよ」の法理に信頼をおいているということが出来る。³¹

この考えは、Weisz v. Parke-Bernet Galleries 事件³²におつて唯一引用された Backus v. Baclaury 事件³³におつても採用されている。

原告は農場の経営者で、長年ホルスタイン種の乳牛を飼育しており、被告は一九四七年に原告の所有する牛と交配して妊娠中の一頭の雌牛を五千六百ドルにて購入し、その牛は一九四八年五月一日に雄の子牛を産んだ。被告は、原告の一人の Buckus を雇い、同月二十八日に当該雄牛を含む牛の群をオークションにかけた。被告は生まれて二週間の当該雄牛を何度も検査し、原告は五千ドルにて当該雄牛を購入した。

牛に生殖能力があるかを確実に決定するために必要な期間は最低一二ヶ月必要であり、訴えを提起する六ヶ月前の一九四九年一月、原告は専門家を雇い生殖能力について鑑定してもらい、さらにコーネル大学において二名の専門家の鑑定を受けたところ、三名の専門家は、当該雄牛が生殖能力を有せず、治る見込みがないとの結論に達した。原告がこの雄牛のために支出した金額は、一一五〇・五〇ドルであった。原告は当該雄牛が生殖能力をもたないことを被告に伝え、代金と当該雄牛に掛かった費用の返還を請求したが、被告が要求に従わないので、生殖能力適格に関する明示・黙示のワランティを理由に訴えを提起した。これに対して、被告は「買い主注意せよ」のルールが適用されると主張した。

裁判所の判決に依れば、次のようになっている。

(1) 明示のワランティは存在しない。なぜならば、繁殖に関する唯一の条項は雌牛に言及するのみで、牛の生殖能力に関する条項は売買契約書において明記されていなかった。³⁴⁾

(2) 黙示のワランティも存在していないとする。ただし、原告は家畜の繁殖を職業とする者であり、家畜の生殖能力について被告と同等もしくはそれ以上の知識を有していたのであり、「原告は被告の売り主のもつ技術もしくは優越的知識に依存したということとはできない」からである。³⁵⁾

UCC における消費者保護の規定は、二二二三条に規定する明示のワランティ、二二二四条ないし二二二五条に規定する黙示のワランティ、二二二六条に規定するワランティの否認 (disclaimer) からなっているが、UCC の規定を美術品の売買に適用することの可否について解釈した判例はほとんど見られない。そもそも、UCC の規定が賈作の購入者保護手段として適切なものかについては意見が分かれている。³⁶⁾

UCC は明示のワランティにつき二二三一条で次のように規定している。

すなわち、明示のワランティが発生するのは、取引の基礎の一部をなす「売り主が買い主に対してなした事実の確信または約束」、「物品についての説明」、「見本 (サンプルまたはモデル)」である。さらに、「明示のワランティの発生には、売り主が『担保する (warrant)』もしくは『保証する (guarantee)』といった形式的文言を使用することも、また売り主が担保する特別の意思を有していることも必要ではない。しかし、物品の価値のみについての確信または物品についての売り主の意見もしくは推奨に過ぎないような表示は、ワランティを生ぜしめない」³⁷⁾

UCC 二二三一条の規定を美術品の売買に適用することについては、次のようないくつかの問題がある。

まず、購入者は明示のワランティの創設を立証するために、売り主の陳述に信頼したことを示さなければならぬかどうかである。この問題の答えは、確言 (affirmation) もしくは説明が取引の基礎の一部 (part of the bargain)

をなすものとする要件の解釈によって異なることになる。

同条のコメント三は、信賴の要件を削除しているように思われるが、判例や注釈者の中には、「取引の基礎」の要件は、UCC以前の信賴要件を再定式化したものに過ぎないとの見解を採用している。この問題に対する重要な判断基準は、同条コメント一に述べられていること、すなわち明示のワランティは「個々の取引の『交渉的』側面による」とするものである。信賴が購入者の重要な請求の要件であるとすると、おそらく美術館やコレクターなどのように高度な知識を有する者は、同じように情報に接することができ、取引力もほぼ同等であるので、明示のワランティを立証することができないということになる。

次に問題となるのは、売り主が事実の確認を行ったか、売り主は単に意見を述べているか商品を自慢しているに過ぎないかである。この問題は Weisz 事件⁽³⁸⁾でも問題とされたが、UCC二—三—三二条二項は、「物品の価値のみについての確言または物品についての売り主の意見もしくは推奨に過ぎないような表示は、ワランティを生ぜしめない」としており、この規定により、Jendwine 事件⁽³⁹⁾や Power 事件⁽⁴⁰⁾において考察されたコモン・ロー上の区別に逆戻りすることになるとされている⁽⁴¹⁾。

通常は Picaso という表示は重要な説明になるが、カタログでは技術用語が良く用いられているのであり、そうした場合にはある絵画が実際に Picaso の作品であるとする明示のワランティが生じる可能性は少ないであろう。なぜならば、死亡した画家の作品については作者を絶対的な正確さで確定することはできないので、売り主が述べたことは単なる意見であることができるからである。

黙示のワランティについては、UCCでは二—三—一四条に規定がおかれている。

商品適格性についての黙示のワランティが美術作品の売買に適用されることは、限られた場合である。書類の整つ

ていない作品はこの法理により保護されることはないのであり、特に美術市場において真作性に疑問をもたれずに取り引きされている場合には、適用することは困難であろう。この黙示のワランティの規定が適用されるのは、売り主が、「その種の物品に関する商人」⁶²の定義を満たしたときだけで、個人間の取引には適用されないもので、売り主であるディーラーがここでいう商人であるかが問題となる。

さらに重要なのが、「そのような物品が用いられる通常の目的」⁶³が何かを決定することである。美術作品の所有が専ら美的な価値の享受にあるとすると偽造作品であつてもその目的を達することになる。

また、二二二―二二五条の規定する、特定の目的に適合することのワランティは、美術作品に適用されることはほとんど考えられない。特定の作家による特定の作品を所有したいとする欲求以上のものが、特定の目的だからである。

売り主は明示のワランティ責任を負うことになつても、それを否認しようとすることになる。UCC 制定前においては事実上任意にワランティ責任を否認できたので、「買い主注意せよ」の考え方が支配していた。

二二二―二二六条一項は、明示のワランティの否認に関するものであり、「(明示のワランティ)の否定もしくは制限は、そのような解釈が不当である限りにおいて効力を有しないものとする」このため明示のワランティは、排除することができず、善意の売り主に対しても適用される。⁶⁴ 明示のワランティは、買い主が検査をしたかどうかを問わず、排除されるものではないが、低価格、適切な書類の不備、買い主が作品を検査するとする売り主の要求などがあれば、検査により明らかになる欠陥のリスクを買い主が負うとする通知が買い主になされることになる。

二二二―二二六条二項は、黙示のワランティ否認の制限をしており、買い主を不意打ちから保護するために、書面によることや注意を引く表現にすることを要求している。UCC は二二七―一九九条一項 a 号において、純粋な経済的損失が問題となる場合に、両当事者の合意により、制限が不当ではないときには損害賠償額の制限を認めている。贈与、特定

のコレクションの完成ということならば、この要件を満たすことになる。

ワランティ責任の発生要件を満たしたとしても、以下のUCCの出訴期限の規定により、期限を徒過した場合には救済を得ることができなくなる。

「被害を受けた当事者が契約違反の事実を知っていたかどうかとは関係なく、契約違反が発生した時に訴訟原因が発生する。ワランティ違反は引渡の提供があつた時に生ずる。ただし、ワランティが物品の将来の履行にまで明示的に及び、このような履行がある迄はワランティ違反を発見できない場合には、ワランティ違反を発見しまたは発見すべきであつた時に訴訟原因は発生するものとする」⁽⁴⁶⁾

Wilson v. Hammer Holdings, Inc. 事件は、この出訴期限の規定を厳格に解釈することを明らかにする事件である。

原告は、一九六一年に被告のアート・ギャラリーから Edouard Vuillard のオリジナル作品であるとする一枚の絵画を購入した。その際、「この絵画の真作性が保証されるとの保証書」を受け取つた。二四年後に当該絵画を売却する準備をするために、専門家の鑑定を受けたところ贋作であると告げられた。原告は、直ちに被告に対して、ワランティ違反と専門家責任違反を理由に訴えを提起した。

第一巡回控訴裁判所は、被告勝訴の判決を下した。まずワランティ違反の請求については、マサチューセッツ州のUCC二七・二五条一項の定める四年の出訴期限により妨げられるとし、出訴期限の開始を発見まで遅延させるために保証書を将来の履行の明示的約束として解釈することを拒否した。ワランティ違反を理由とする訴訟原因は、贋作であることが発見された時ではなく、売買の時点で発生するとし⁽⁴⁷⁾た。

ギャラリーの不法行為責任については、三年の出訴期限が適用されるとしても、原告が問題に現実に気づくか、気づくべきであると思われるまで出訴期限は開始しないとしたが、最終的には三年の出訴期限は適用されない旨判示し

た。その理由は、原告の過失責任の訴えは、「単に性質上過失の訴訟原因ではない」のであり、「訴訟の本質は、契約の本旨に従わなかった動産の売買契約の下における金銭の返還請求である。かような場合には、売り主と買い主の期待と義務につき UCC が適用される」とする。

かくして Wilson 事件において裁判所は、買い主側が美術品の売買における制定法についての柔軟な解釈を主張することを認めなかったのであり、このことは州レベルでの制定法において出訴期限を緩和する定めをすることを要求することになる。

UCC 二七二五条に関して同様の解釈をとられた事件がいくつか報告されている。

Rosen v. Spanierman 事件⁽⁵⁴⁾は二〇年前に取り引きされ、贋作であることが判明した絵画に関するワランティ違反を理由とするニューヨーク州の出訴期限事件である。同事件においては、一九六八年に原告の Rosen 夫妻と Lipman は、子供たちへの贈り物として、被告ギャラリーから「The Misses Wertheimer」と題する John Singer Sargent 作のポートレイトを一万五千ドルにて購入したが、当該ポートレイトを購入して一九年後、そして最後に鑑定して一年後の一九八七年に、原告は価値のない贋作であることを知った。Rosen 夫妻は、コモン・ロー上の詐欺、過失不実表示、ワランティ違反、専門家の過失を理由に訴えを提起した。

連邦地方裁判所は、原告の詐欺・ワランティ違反の主張を退けた⁽⁵⁵⁾。ただし、詐欺の請求原因について述べていないし、ワランティ違反にかかる四年の出訴期限を経過しているからであるとする。Lipman は当該絵画を購入前に見ていないし、被告と直接取引を行っていなかった。

専門家の過失については、出訴期限（本件においては契約訴訟の六年）が、「継続的取り扱い」理論により中断されるかどうか問題となった⁽⁵⁶⁾。同理論は、専門家の過失責任における出訴期限は信認関係 (relation of trust) が終了し

ない限り開始するものではないとするものであるが、同裁判所は、同理論が、医師、弁護士、会計士並びに建築家の過失には適用されても、芸術専門家には適用されないとすると区別する。

「美術品の取引業者の職業をいささかも傷つけることなく、専門家という言葉の一般的な理解における専門家ではないということを述べずに、継続的取り扱い法理における専門家の定義は、…すべての「専門家」に拡大されることを意図されたものではない。美術商が職務上の不法行為に問われている最初の条件をそのまま尊重していると主張することは嘘になるだろう。芸術作品が売却され、損失が生じた場合には、美術商もしくはその他の人が状況を改善することができるとはなにもない。それゆえ、訴訟原因が発生し、違反が生じるのは、…「売買の時点において」であり、専門家の過失責任に関する原告の訴訟原因は時効が中断されるのである⁽⁸⁾」

Wilson 事件と同様の解釈を行った二番目の事件は Firestone & Parson, Inc., et al. v. The Union League of Philadelphia 事件⁽⁹⁾である。

原告は一九八一年に、アメリカの著名な風景画家である Bierstadt 作であるとされる一枚の絵画を被告から五〇万ドルにて購入した。当時は、当事者双方が Bierstadt 作であることに疑いを抱いていなかった。一九八五年の春には、美術史家の中にはこのことに疑問を抱く者もいたが、被告は Bierstadt 作であると繰り返し返していた。翌年、著名な美術史家が別の画家のものであるとする論文を発表するに及んで、原告は、当該絵画の値段は五万ドルに過ぎないとし、取消 (rescission) と損害賠償を求めて訴えを提起した。原告は、担保違反の訴えを提起しているのであるが、出訴期限については不法行為と類似した取り扱いを要求し、絵画の売買の時点ではなく、真作でないことが発見された時から出訴期限が進行することを前提とする。これに対して被告は、原告側の訴えは出訴期限に抵触するものであるとする。

裁判所は、「原告は画商であり、絵画は、UCCの意味における『物品』である」とし、原告は一九八六年の論文が公表される前に作者が誰であるかについて判断することができたのであり、本件においては、UCCに規定する出訴期限の規定が適用されるとする。さらに、次のような見解が付け加えられている。「高価な美術品の神秘的な世界において、市場価格は市場の認識によって影響を受ける。すなわち、絵画の市場価格は、その作品の作者が誰かということに関する支配的な見解によって左右されることになる。絵画の取引後において、作者に関して一般的に承認されていたものに変化があったとしても、直ちに売買の時点において事実の相互的錯誤があったと立証するものではない。両当事者が売買の時点において当該絵画が Bierstadt 作であると一般に信じられていることを正しく信じており、実際にそれが一般に Bierstadt 作であると見なされていた場合には、原告が事実の相互的錯誤を立証することができると思われない」とする。⁽³⁶⁾

Wilson 事件において採用された解釈方法を明確に拒否したのが、Balong v. Center Art Gallery-Hawaii, Inc. 事件である。

原告はワシントン州の住人であり、一九七八年一月にハワイを旅行して、被告のアート・ギャラリイを訪れ、Salvador Dali 作であるとすると作品を見せられた。その後、原告は電話や手紙にて作品の購入を勧められ、数点作品を購入することにした。その際、被告は作品が代金以上の価値を有するとし、原告は総額三六、二〇〇ドルの支払いを行った。

被告は作品の販売後も、原告に対して一九七九年から一九八七年にかけて数回「親展鑑定 (Confidential Appraisal) - 真作性の証明書」を送付している。一九八八年に、原告は新聞記事やテレビの報道により、初めて購入した作品が贋作であることを知った。原告は、一九八九年一月一三日に訴えを提起した。

ハワイ州地方裁判所は、ニューヨーク州の事件である Dawson 事件⁽⁸³⁾の判決において採用された「事実上相当な根拠」の基準が本件においても適切なものとする。被告は、原告が自分達の行う表示に依拠することを知りながら繰り返しており、売買された品物の価格からしても、原告が被告の表示を、作品の真作性に関する唯一ではないが主要な情報源として信頼したとしても妥当であるとする。そして、「当事者が情報に関する限りにおいてこのように隔たりがある場合、公平性の観点からは、当事者の一方が他方当事者に依拠されることを予期して表示をする場合には、事実上何らかの相当な根拠があるということが示される」とし、売り主は、明示のワランティに違反しているとする。

UCCの規定する明示のワランティ違反があったとしても、原告は時期にあつた訴えの提起をする必要がある。

UCCの出訴期限法は「出訴期限の中断についての法を変更するものではない」⁽⁸⁴⁾のであり、詐欺的な隠蔽は二一七二五条に規定する四年間の出訴期限を中断する旨の判例が数件あるとする⁽⁸⁵⁾。

同裁判所は、この法理の適用には次のような三つの方法があるとして、被告側の請求を退けた。

第一の方法は、原告が訴訟原因を発見するまで出訴期限法は中断されると判示するものである⁽⁸⁶⁾。すなわち、discoveryルールを採用することである。

まず、Wilson v. Hammer Holdings 事件⁽⁸⁷⁾は、二一七二五条の極めて厳格な解釈を行っているとする。美術作品について美術専門家もしくは美術商の鑑定がなされている場合には、将来の履行に関する明示のワランティが生じるのであり、真作ではないことが発見されるまではUCCの出訴期限を中断させるのに十分なものであり、この点においてはワインや古美術品も芸術作品と同一の性格を有するものであるとする⁽⁸⁸⁾。

裁判所は、同判決が影響を及ぼす範囲を、真作であるかの問題が陳述のなされた時点において生じないであろうと思われる美術作品に限定しているが、この点について、次のように述べる。

「美術作品は、UCC が適用される伝統的な物品の意味において『履行され』たものではなく、また美術作品の真作性、すなわちその『履行』は、ずっと (over time) 変化するものではないので、セクター・アートのワランティは、当該作品が Salvador Dali の真作として現在および将来において存在することを必然的に保証することになる。専門家が本物であることを確認した後に、買い主に対して将来の履行についての付加的なワランティを獲得することを強制することは、余計なことであるだけでなく、奇妙なことである。『真作であることの証明書』は、それが述べたこと、すなわち当該作品は Dali の原作であったし、将来においてもそうであるとする明示のワランティを規定したものと理解されるべきである。将来の履行に関するこのような明示のワランティを基礎に据えたと、製品の欠陥が発見されるか、発見されるのが相当である時点まで、出訴期限は中断されることになる」とする。⁽⁶⁵⁾

第二の方法は、被告側が郵送したことにつき損害を継続させる継続的な行為と見なすことである。⁽⁶⁶⁾ この見解の下では、訴訟原因は最後に郵送された一九八七年まで発生しないことになる。本件においては、被告は一九八七年に真作であることの証明書を送付しているのであり、これを UCC 二一三一条に規定する明示のワランティの反復と見ると、原告は一九九一年まで訴えを提起できることになる。

第三のものは、原告の訴訟原因を隠す被告側の詐欺的隠蔽行為により、出訴期限が中断されるとするものである。本件において被告側が鑑定書を原告に送り続けていたことは、「原告が被告側の不实表示を発見することを妨げる積極的な行動を被告側がとり、そのことにより何らの訴訟原因も存在しないかのごとくの誤った信念を抱かせた」⁽⁶⁷⁾ のであり、詐欺的隠蔽の法理が適用されるとする。

「一連の事件を考慮すると、当裁判所は、被告が繰り返し原告に真作性の証明書を送付したこと、また投資したものは価値の面において値上がりしていると述べたことは、原告が適用される出訴期限内に訴訟原因を発見することを

妨げるのに効果的であったと認定する。こうした被告側の積極的な行為により、当裁判所は、エクイティ上の権限を行使すること、および出訴期限は、それらの表示が継続的に原告になされていた期間、すなわち一九八七年までは中断されると見なすことを余儀なくされるのであり、出訴期限徒過として訴えを却下する理由はない」と述べている。⁽⁸⁾ 以上のところから明らかのように、偽造美術品取引についての問題解決において、詐欺・不実表示の法理によるコモン・ロー上の救済を計ること、およびUCCの規定を適用することにより被害者を救済することは必ずしも有効な解決策であるとはいえない。

【注】

- (1) Raúl Jáuregui, "Rembrandt Portraits: Economic Negligence in Art Attribution" 44 UCLA L. Rev. 1947, 1974-1978 (1997).
- (2) 166 A. 295 (N. J. 1933).
- (3) Id. at 296.
- (4) Id. at 297.
- (5) Id.
- (6) Id. at 296.
- (7) Id. at 297.
- (8) Id.
- (9) Raúl Jáuregui, supra note 1, at 1975.
- (10) 612 P.2d. 500 (Ariz. Ct. App. 1980).
- (11) Id. at 504.

- (12) Id.
- (13) 90 F. Supp. 849 (W. D. Ark. 1950).
- (14) 612 P. 2d. 500, at 505.
- (15) 380 N. Y. S. 2d 532 (1976).
- (16) Id. at 534-36.
- (17) Id. at 541.
- (18) Id. at 539-40.
- (19) Id. at 541-42.
- (20) Id. at 541-43.
- (21) 67 Misc. 2d 1077, 325N. Y. S. 2d 576 (N. Y. Civ. Ct. 1971), rev'd, 77 Misc. 2d 80, 351 N. Y. S. 2d 911 (N. Y. App. Term 1974).
- (22) 325 N. Y. S. 2d 576, at 579.
- (23) Id. at 580.
- (24) Id. at 581.
- (25) Id.
- (26) Id.
- (27) 351 N. Y. S. 2d 911.
- (28) Id. at 912.
- (29) Id.
- (30) 2 Esp. 572, 170 E. R. 459 (1979).
- (31) Patty Grestenblith, "Picture Imperfect: Attempted Regulation of the Art Market" WM. & MARY L. Rev. 501, at

510.

- (32) 325 N. Y. S. 2d 576.
- (33) 278 App. Div. 504; 106 N. Y. S. 2d 401 (App. Div., Fourth Dept., 1951).
- (34) Id. at 403.
- (35) Id. at 404.
- (36) 雑貨輸入販売 14 W.M. & MARY L. Rev. 409, 414 (1972).
- (37) U. C. C. § 2-313.
- (38) 325 N. Y. S. 2d 576.
- (39) 2 Esp. 572, 170 Eng. Rep. 459 (1797).
- (40) 4 Ad. & E. 473, 111 Eng. Rep. 52 (1835).
- (41) Patty Grestenblith, supra note 31, at 513.
- (42) U. C. C. § 2-314 (1).
- (43) U. C. C. § 2-314 (2) (c).
- (44) U. C. C. § 2-313 comment 1.
- (45) U. C. C. § 2-725 (2).
- (46) 850 F. 2d 3 (1st Cir.:1988).
- (47) Id. at 7.
- (48) Id. at 8.
- (49) Id. at 9.
- (50) 711 F. Supp. 749 (S. D. N. Y. 1989), modified 894 F. 2d 28 (2nd Cir. 1990).
- (51) 711 F. Supp. 749 (S. D. N. Y. 1989).

- (52) Id. at 756.
- (53) Id. at 758.
- (54) 672 F. Supp. 819 (E. D. Pa. 1987).
- (55) Id. at 821-22.
- (56) Id. at 823.
- (57) 745 F. Supp. 1556 (D. Hawaii 1990).
- (58) 463 F. Supp. 461 (S. D. N. Y. 1978).
- (59) 745 F. Supp. 1556, at 1566.
- (60) Haw. Rev. Stat. § 490 : 2-725 (4).
- (61) 745 F. Supp. 1556, at 1568.
- (62) Id. at 1569.
- (63) 850 F. 2d 3 (1st Cir. 1988).
- (64) 745 F. Supp. 1556, at 1570.
- (65) Id. at 1571.
- (66) Id. at 1572.
- (67) Id. at 1569.
- (68) Id. at 1573.

四 偽造美術品取引の抑制を目的とする制定法

美術品に関する詐欺事件に UCC のワランティと否認の規定を適用することが困難であることが認識されたため、州によっては美術作品の同一性 (identification) と真作性 (authentication) の問題を対象とする制定法が制定され

ている。こうしたものには、二つの種類がある。第一の類型は、画商による美術 (fine art) 作品の販売に関して明示のワランティが生じることを規定するものである。美術品に関するワランティについての特別な規定をおいているのは、ニューヨーク州（一九六六年）¹⁾、ミシガン州（一九七〇年）²⁾、およびフロリダ州（一九九〇年）³⁾ などである。第二の類型は、画商が、版画 (print) や複製品 (multiple) を販売する場合に、一定の情報の開示を要求するものである。

第一の類型については、ニューヨーク州のものが代表的である。ニューヨーク州においては一九六六年に、商人ではない美術品の購入者に対して作品の販売をする画商について、作品の説明時に、真作であることの確認をした場合には、明示的なワランティが生じる旨の制定法を制定した。

同法によると、美術品の購入者は、作者が誰であるかについての画商から説明を受ける際にはその画商に全面的に信頼を置いており、そのため画商は真作であることを確認すると、後にそれが自分の見解であつて事実に関する陳述ではないことを主張することはできない、とする。真作であると述べることは、取引の基礎を構成するとの推定を生むとするのである。

また、真作であることの確認に関する明示のワランティを否認するためには、「購入者に対して、売り主が作者であることの信憑性についてなんらの危険も責任も負わない旨の明示的なワランティを明確に通知する言葉により」なされなければならないとし、書面により、目立つものでなければならず、ワランティを生み出す言葉とは別個で独立した規定によらなければならないとする。この明示のワランティの否認はその作品が贋作であることが判明した場合には効力を持たない旨の規定をおいている。

ニューヨーク州の制定法の規定は現在はその次のようになっている。

「一三・〇一条 明示のワランティ

反対の趣旨の他の法律規定にも関わらず、次のように規定する。

(1) 画商が、美術作品を販売もしくは交換する場合に、画商ではないその作品の購入者に作者の証明書もしくはそれについて記した一切の類似の書面を交付した場合には、

(a) 取引の基礎である重要な部分と見なされるものとする、また、

(b) 販売もしくは交換の日付のような重要事実について明示のワランティを創設するものとする。

(2) 本条第四項に規定される例外則を除き、明示のワランティは、次のような場合には、否定されるか制限されることとはしないものとする。すなわち、ワランティの程度を解釈する場合に、用いられている用語もしくはそのような用語に合致する意味につき、当該売買もしくは交換が行われた時と場所における慣習ならびに取引慣行によりしかるべき注意が払われる場合である。

(3) 真作性の証明書もしくはそれに類似する書面において用いられている言葉が、

(a) 当該作品が、限定的な言葉を伴わずに、明記された作者の作もしくは明記された作者のものであるとすることは、明らかにそのように明記された作者の作もしくは明記された作者のものである、

(b) 当該作品は、『明記された作者の作』と判断するは、その作者の時代の作品を意味し、その者の作であるとされるが、確実にその者の作であるとするものではない、もしくは、

(c) 当該作品は、『明記された作者の派のもの』であるは、その作者の時代の作品、その作者の弟子もしくは直接の後継者のものを意味し、その作者の作であることを意味しない。

(4) (a) 明示のワランティおよびそのようなワランティを否定もしくは制限することを意図する否認条項 (dis-

claimers) は、相互の条項が一貫していて合理性を有しているが口頭もしくは付随的 (extrinsic) 証拠に関する UCC 二一〇二条の規定に従う場合には常に、否定もしくは制限はそのような解釈が合理性を有さない限りにおいて有効ではないと解釈するものとする。

(b) そのような否定もしくは制限が合理性を有さないものと見なされるものとする場合は、

(i) 当該否認条項が、目立つものではなく、書面になされているがワランティ条項とは離されており、使用されている言葉により明確かつ特定のに次のように買い主を見なす場合、すなわち売り主は当該美術作品に関して述べられている重要な事実に対して、一切の危険、義務もしくは責任を負わないとする場合。一般的否認条項の言葉は、明示のワランティを否定もしくは制限するのに十分ではなく、

(ii) 当該美術作品が贋作であることが判明し、このことが当該作品の説明書において明確に示されていない場合、

(iii) 提供されている情報が、売買もしくは交換の日現在で、不正確で、間違いがあるか誤っている場合である」⁽¹⁴⁾
このニューヨーク州の規定と UCC におけるワランティとの間にはいくつかの相違点があるが、明示のワランティの創設に関して、一三・〇一条一項は明文の規定にて、画商が、画商ではない者に芸術作品の作者に関して書面にて陳述を行った場合には、常に取引の基礎をなすものとして見なされるし、明示のワランティを創設することになると規定している。

このニューヨーク州の規定が美術品取引において適用された事例としては、*Dawson v. G. Malina, Inc.* 事件⁽¹⁵⁾がある。事実関係は、*Weisz* 事件⁽¹⁶⁾と類似している。

この事件において、一一個の中国製陶器の購入に関するワランティ違反を理由として取消と損害賠償を求めて訴え

が提起された。原告は、品物が船積みされ発送された後に、専門家に相談して作品が本物であることに疑問を抱くことになった。原告は既に三万五千ドルの支払いをなしていた。被告はその内の一部については返還に合意したが、五つのものについては被告が代金の返還を拒んだので、原告は残された作品の鑑定の準備を行った。

本件における中心的な争点は、被告が争われている五つのものの販売につき、ワランティ違反があったかどうかである。原告の主張によれば、被告はそれらのものが、被告の送付した手紙、送り状、最終的な売り渡し証 (Bill of sale) において明らかにした説明書に従う旨の明示のワランティをしているのであるとする。原告の根拠としたのは、ニューヨーク一般商事法 (New York General Business Law) 二一九条 c であり、同条項はニューヨーク州の商事法典二二三条に由来する一切の利益を含むものであるとする。裁判所の解釈によると、同条項は、作者に関する美術商の表示が、UCC の下において明示のワランティを創り出すような事実の確認であるか、もしくは単なる意見の表明なのかについての一切の不確実なことを除去しようとするものであるとする。ニューヨーク州の制定法は明確であり、被告も取引の目的物についての表示が明示のワランティを構成することを認めていたのであり、当該説明書が不正確であり、そのため明示のワランティ違反があったかどうかが問題とされることになった。

ワランティ違反があったかどうかにつき裁判所が判断するための判断基準と当事者の立証責任については、原告側は、美術作品が示された説明書に一切の点において合致するものではないことの立証責任を負うだけであるとするが、被告側は、適用される基準は、芸術作品の属性に掛かる内在的な不正確さを考慮に入れるべきであるとする。

裁判所はまず、事実審で提示された鑑定人の意見が曖昧であるとともに、UCC を含み適用される州法、もしくは詐欺・不実表示に関するコモン・ローの下における先例の欠如を指摘する一方、「本件において問題となつてい

るすべての美術品を特定の時代の中国古美術とすることは、その本質において厳密な意味における科学ではなく、：

かなりの程度において主観的な判断である」ことを認めている¹¹。本件において適用されるべき基準は、被告が個々の品物に関して行った表示が、「それらがなされた時に、実際には事実審でなされた鑑定人の証言により計られることではあるが、事実上相当な基礎を有していたかどうかという問題について、肯定されるかどうか¹²」であるとする。

被告は、売渡し証書などにおいて当該美術品が特定の時代のものであることを保証しており、数人の鑑定人の証言と裁判所の認定したところによると、翡翠の鉢と花瓶は清朝の皇帝乾隆の時代のものであるとすることが適切である、とする。五つのもの、すなわち大きなブルーの陶器製の花瓶、翡翠の桃の木の彫刻、翡翠の巡礼者の花瓶に関しては、原告は、作者の確定が事実上相当な基礎を欠いてなされたことの立証責任を負担した¹³。

同裁判所はこの事実上相当な基礎の基準を適用し、被告は当該作品の出所を調べることが充分に行わなかったため、原告は契約を取り消すことができるので、売買代金と利息を付して返還しなくてはならないとする¹⁴。

ミシガン州の美術品売買法は、ニューヨーク州の美術品取引に関する法律とほとんど同一であるが、さらに進んで、ある陳述が意見の表明になるかワランティかの決定に伴う曖昧さを払拭している。画商がワランティになることを意図していなくても、また作者に関する陳述が「単なる画商の意見に過ぎない」としても、書面によりワランティが創設されるとする¹⁵。「書面」の中には、売り渡し書もしくは覚え書きだけではなく、「書面によるか印刷されたカタログ、もしくは将来の売買に関する内容見本」が含まれることになる。

明示のワランティについて次の規定をおいている。

「画商が、美術作品の販売ないし交換を行う際に、画商ではない美術作品の購入者に対し、当該作品についての記述により作者ないし原作者を特定する書面を交付する場合には、その記述は取引の基礎をなすものと見なされ、売買もしくは交換日についてと同様に作者が確実であることについての明示のワランティが生じることになる」¹⁶

ミシガン州の制定法においては、美術 (fine art) の中にビデオ・テープを含めており、他州の制定法に比べて概念の範囲が広いといえることができる。¹⁷⁾

ミシガン州の制定法は、画商の明示のワランティの責任につき、それが善意でなされた場合には、損害賠償を購入代金の返還に制限している。¹⁸⁾ 他州の制定法においては、弁護士費用の請求を認めるものもあれば、故意や悪意による場合に売買代金以上の損害賠償を認めるものもある。¹⁹⁾

ミシガン州の制定法の規定は、Lawson v. London Arts Group 事件²⁰⁾において適用されている。

この事件の事実関係は次のようなものである。原告である Lawson は、二万九千ドルにて画商が Frederick Remington のオリジナル作であるとする一枚のパステル画を購入した。購入七年後、買い主はその真作性に疑問を抱くようになり、専門家に贋作であるとの判定を受けた後に訴えを提起した。第一審において、オリジナル作品であるとするならば一五万ドルから一七万五千ドルするとのことが明らかにされた。

控訴審においては、次の点についての判断がなされた。

第一に、画商が書面にて述べたこと、すなわち「これは、一九〇一年に Frederick Remington により制作された一人のインディアンの勇士 (An Indian Brave) は、上記のようにオリジナル作品であることを保証するものである」は、制定法の規定に従い明示のワランティをなすものである。²¹⁾

第二に、そのワランティは、悪意によりなされたものであるとする陪審の評決を確認している。²²⁾ なぜならば、当該パステル画がコピーであることを知っていたか、もしくは知るべきであったからであり、またそれを確証を立てて確認することを怠ったからである。原告は、評価額全額につき損害賠償を請求することができるとする。本件については、陪審は一四万ドルを認定している。

第三のものは、最も複雑な問題である出訴期限の適用である。裁判所は、画商のワランティを品質もしくは適合性に関するものであるとし、四年の期限に discovery ルールを適用した。そのため、出訴期限は、原告が作品の真作性に疑問を抱くようになるまでは開始しないとされた。²³

Dawson 事件²⁴および Lawson 事件²⁵は、UCC 自体が美術品市場において提示された問題について適切に回答を示すものではないとしても、特別な制定法と結びつくことにより購入者に対する競売人もしくは画商の義務を明らかにすることに寄与するのであることを明らかにしている。²⁶

ミシガン州、フロリダ州における法律も、ニューヨーク州のものと基本的には同様のものであるが、これらの法律については、いくつかの問題点がある。つまり、これらの法律が適用されるのは、①商人である画商と商人ではない消費者との間の取引、②書面による表示がなされた場合であり、さらに③法律を制定しているニューヨーク州、フロリダ州、ミシガン州において行われる取引に限定される、という点である。

このように、州レベルにおける偽造美術品取引を規制する特別法は美術品の取引すべての保護を対象にするものではないが、偽造美術品の取引を抑止し、購入者の保護をはかるという目的は一応達成するものであるということができる。

偽造美術品取引の規制を目的とする二番目の類型の制定法として、版画や彫刻の限定版についての取引を規制するため、特別な制定法がいくつかの州において制定されている。技術開発が進み、精度の高い複製品を安い価格で制作することが可能になったため、偽造美術品が市場に出回ることを規制する必要があるからである。

これらの制定法が適用されるのは、数量が限定された版画であるが、限定版の彫刻にも適用される制定法もある。カリフォルニア州はブロンズ製の彫刻に関する制定法を最初に制定した。カリフォルニア州は、美術複製品(Fine Art

Multiple) の定義として、「一切の彫刻、… 鑄造物 (cast)、… もしくは複数制作された類似の美術品」を含むものとして⁽²⁸⁾している。

各州の制定法は、作品についての一定の情報開示を要求しており、開示が要求される情報には次のようなものである。⁽²⁹⁾

- ① 制作者の名前と印刷もしくは鑄造された年、
- ② 限定版であるか、
- ③ 版木もしくは鑄型の現在の状況、
- ④ 複数の版があるときは、作品の版の規模と、何版であるか、
- ⑤ その版が作者の死後に出されたものか、再鑄造されたものかどうか、その場合には、版木もしくは鑄型が再生されたものかどうか、

⑥ プリントされたかもしくは鑄造されたものである場合には、作業場もしくは鑄造場所の名前、などである。カリフォルニア州民法典第一七四四条は、複製品にて制作された一定の美術品販売については、詳細な開示を要求している。これらの中には、原作者が関与した程度、複製過程、および版に関する情報が含まれている。同法一七四四・七条によると、こうした開示は明示のワランティを創設するとともに、取引の基礎となるとする。また、画商が否認をする場合には、いかなる知識を否認するのかの詳細につき「明示的、特定の、かつ類型的に」述べることが要求されている。⁽³⁰⁾

画商が開示を怠った場合、もしくはワランティ違反があった場合には、購入者は売買契約を取り消し、利息を付して代金の返還を請求することができる。購入者側で、悪意による違反があったことを立証した場合には、二倍

三倍賠償を請求することができる。⁽⁸¹⁾

購入者側が勝訴した場合には、訴訟費用、弁護士費用、および鑑定証人の費用を請求することができる。これらの費用請求権は、悪意訴追があったことを裁判所が認定した場合には勝訴した売り主側に認められる。⁽⁸²⁾

このほか、イリノイ州、ニューヨーク州の制定法は、複製の用いられた手段や制作過程についての情報、すなわち、そのプリントが、エッチング、版画、木版画、リトグラフのいずれであるか、もしくは売り主がそれを知っていたかどうかについての開示を必要としている。⁽⁸³⁾ また、ニューヨーク州の法律は、彫刻に付された作家の名前についての情報の開示を要求している。⁽⁸⁴⁾ 開示がなされていない場合には、限定版であると記述された複製品の数は、同一の彫刻の複製品がそれ以上制作されていないことについての明示のワランティとなるとされることがなる。

【註】

- (1) N. Y. Gen. Bus. L. §§ 219-b to 219-e (Mckinney Supp. 1982).
- (2) Mich. Comp. Laws Ann. §§ 442. 321-442. 325.
- (3) Fla. Stat. §§ 686. 501-686. 506.
- (4) NY CLS Art & Cult Affr § 13. 01 (1998).
- (5) 463 F. Supp. 461 (S. D. N. Y. 1978).
- (6) 67 Misc. 2d 1077, 325 N. Y. S. 2d 576 (N. Y. Civ. 1971), rev' d, 77 Misc. 2d 80, 351 N. Y. S. 2d 911 (N. Y. App. Term 1974).
- (7) 463 F. Supp. 461, at 465.
- (8) Id. at 465.

- (9) Id. at 466.
- (10) Id. at 466-67.
- (11) Id. at 467.
- (12) Id.
- (13) Id. at 467-471.
- (14) Id. at 471.
- (15) § 442. 322. (2) (a).
- (16) Mich Comp Laws Ann § 4442. 322(a) (West 1989) 強調部分は、著者による。
- (17) 法的な意味における美術 (Fine Art) の概念は必ずしも一義的に規定されている訳ではないことについて、拙稿「アメリカ法における美観保持と美術的表現の制約」女子美術大学紀要第三号一五一-一六頁 (一九九二年) 参照。
- (18) Mich Comp Laws Ann § 442. 324(3) (West 1989).
- (19) Iowa Code § 715B. 4(1) (c) (1989).
- (20) Fla. Stat. § 686. 506(3) (1997).
- (21) 708 F. 2 d. 226 (6th cir. 1983).
- (22) Id. at 227.
- (23) Id. at 228.
- (24) Id. at 228-29.
- (25) 463 F. Supp. 461 (S. D. N. Y. 1978).
- (26) 708 F. 2 d. 226 (6th cir. 1983).
- (27) Patsy Grestenblith, "Picture Imperfect: Attempted Regulation of the Art Market" WM. & MARY L. Rev. 501, at 522-523.

- (28) 版画や彫刻の市場を規制する制定法が制定されてゐる州には、カリフォルニア州 West's Ann. Cal. Civ. Code § 1750 to 1745(1983, Supp. 1992)、『ネブラスカ州 O.C.G.A. §§ 10-1-431 to 10-1-433(1986)』、『ハワイ州 Hawaii Rev. Stat. § 481F (1985, Supp. 1991)』、『イリノイ州 S.H.A. ch. 121 ½, § 361 et seq. (Supp. 1991)』、『メリーランド州 Md. Code, Com. Law § 14-501 to 14-505(1991)』、『ミシガン州 M.G.L.A. §§ 442. 351 to 442. 367(1991)』、『ミネソタ州 Minn. Stat. Ann. §§ 32. 08 to 32. 10(1992)』、『ネバダ州 McKinney's Arts & Cult. Affairs Law §§ 15. 01 to 15. 19(Supp. 1992)』、『ノースカロライナ州 N.C. Gen. Stat. §§ 25e-10 to 25c-16(1997)』、『ネブラスカ州 Or. Rev. Stat. Stat. 359. 300 to 359. 315(1991)』、『サウスカロライナ州 S.C. Code 1976, §§ 39-16-10 to 39-16-50(Supp. 1990)』、『オクラホマ州』。
- (29) Leonard D. DuBoff, "ART LAW in a Nutshell 2nd ed." 95(1993, West).
- (30) California Civil Code § 1742(d).
- (31) Id. § 1745(a) (b).
- (32) Id. § 1745(d).
- (33) NY CLS Art & Cult Affr § 15. 01.
- (34) Id. § 15. 03.

五 美術品鑑定人の法的責任

美術品取引は、画家などの制作者から直接購入する場合以外は、画商もしくはオークションを通して行われることになる。このため、美術品取引に係る者としては、美術品の売り主と買い主、画商、オークションを主催する会社その他、美術品鑑定人などを挙げる¹⁾ことができる。美術品の購入者が贋作を掴まされることを回避し、確実に真作の作品を手に入れるためには、制作者自身から自作のものであることの証明書を貰うのが最も簡便な方法ではあるが、制作者が死亡した場合には、制作者の確定を行うために美術史の専門家の意見を聞き、作品の制作年代や素材を確認

するために高度の科学的技術を有する者の判断を仰ぐことが必要になる。このように美術品鑑定人は、美術品の制作者の確定の作業を行うことにより、美術品自体のもつ価値を決定する重要な役割を担っている。

英米における美術品取引市場においては、有力なオークション会社が重要な役割を發揮しており、美術品鑑定人はオークション会社から分離されるものではない。また、画商との関係においても同様である。そもそも美術品鑑定人は公的に認められた資格を必要とする、法的な意味における専門家という位置づけがなされているわけではない。²⁾

美術品鑑定人 (Art Expert) は、美術品の評価を行う者 (Art Appraiser) よりも専門的な役割を果たすことが期待されていることができる。美術鑑定人に期待されていることは、作品の製作者の特定、過去のオークションの価格、出所、市場調査などを通じて公正な市場価格を決定することよりも、作品の作者を特定することであり、この作業には、高度の注意を払うことが要求されるのであり、それを怠った場合には、鑑定を依頼した当事者や作品について代理人として意見を求めた画商に対してだけでなく、鑑定人の見解を基にして作品を購入した者に対しても法的責任が生じることになる。

美術品取引において美術品鑑定人の判断の誤りが原因で買い手が損失を被るのは、真作であるとすることを信じて高価なものを購入したところ贋作であることが判明した場合であるが、売り手が、美術品鑑定人が価値あるものの判断を誤り価値の低いものとしたことにより損害を受けることも問題とされなければならない。

美術品の販売をする者が作品の真作性を保証することは一般的に明示のフランチャイズとなるが、オークション会社の責任者はさらに、美術作品の価値・販売の専門家であり、美術商以外の者が負うべき注意義務の程度より高い義務を負うことになる。このことは、作者が死亡した後であっても変わることはない。オークション会社は、炭素一四法 (carbon dating)、X線分析を始めとして、日常的に用いている様々な科学的分析方法により、作品を検査することが

可能であるのに対して、値付け人 (Bidder) は、こうした手段を有しておらず、オークション会社はその点においても高度の注意義務を負うことになる。

De Balkany v. Christie Manson & Woods Ltd. 事件³は、こうしたオークション会社の負うべき注意義務の程度について明らかにしている。

同事件において、原告は、一九八七年五月に、クリステイ社のカタログによるとドイツの印象派の Egon Schiele 作であるとされていた一枚の絵画を、オークションにて五〇万ポンドと一割の割増金を加えて購入した。被告のクリステイ社は、同年三月に作品を入手後に紫外線燈や拡大鏡を用いて検査を行っており、作品下の左右の角には、EとSのイニシャルが付されていた。細かな検査によると、当該作品は何重にも重ねて描かれており、署名も偽物であることが判明した。

一九九一年三月、原告は当該作品がクリステイ社の用語と売買条件の下において、贋作であるとし、代金の返還を請求した。被告側は、当該絵画の販売は「現状」引渡であり、そのことは明記されているので、買い主には何らの注意義務を負うものではないとする。

Morrison 裁判官は、原告側の主張を認め、次のように述べる。「クリステイ社は発見されるのが相当である偽造のリスクを負っている。能力のある画商もしくは競売人であるならば、当該絵画が幾重にも重ねて描かれていること、また注意してみれば、署名は後から重ねて描いた者のものであることを伝えることができる。クリステイ社は、責任の例外則に依拠することはできない。けだし、例外則が適用になるのは、クリステイ社が学者の意見を信賴したということができる場合に限定されるからである」⁴

美術品鑑定人が誤った見解を示したことが訴訟原因となる可能性のあるものとしては、悪評 (disparagement)、著

作権ないし商標法違反の幫助、著作者人格権違反、契約関係の侵害、詐欺などの他、過失または過失による不実表示責任が問題となる。

美術品鑑定人が作品について酷評すると権利誹謗 (slander of title) を問われることがあることについては、Hahn v. Duveen 事件⁽⁵⁾が古典的な事件である。被告の Joseph Duveen 卿は世界的に有名な美術商で、その時代におけるアメリカの大美術コレクションの多くを収集する責任者であった。一九二〇年六月一七日に、da Vinci 作の「La Belle Ferronniere」がフランスからカンサス市に輸送中であると知らされた。その作品は、フランスの美術専門家の Geroge Sortais により本物であると鑑定がなされていたが、Duveen は実物を見ることなく、New York World のリポーターに贋作であると述べて非難した。

同作品の所有者である原告は、カンサス市美術館と売却の交渉を行っている最中であつたが、Duveen の見解が公にされると直ちに交渉は決裂し、世界中のどこにおいても売ることはできなくなった。そのため、悪評を理由に五〇万ドルの損害賠償を請求した。

原告の主張によれば、被告は、儲け仕事を取り扱うディーラーに選ばれなかったのに失望し、悪意を抱いて財産的損害を与えようとしてコメントを行ったものであるとする。これに対して被告は、アメリカに da Vinci の作品が現れること自体マスコミ⁽⁶⁾が取り上げるべき大事件であり、自分なりの意見を披瀝したものであつて、それを禁ずることは表現の自由を侵すとする。

Black 裁判官は、芸術学の発展を考えて鑑定人が負うべき注意義務を述べるとともに、陪審に対しては、作者または他の証人が死亡している場合には、作者を特定することは、絵画の歴史と材料の研究を行つてきている専門家の意見を証拠として採用することに依存することになるとする。⁽⁷⁾

同裁判官が説示するところによれば、専門家の意見が重きを置かれるべきなのは、「（専門家の）知識、経験、研究そして、こうした知識、研究や経験を同化させ適用する能力による場合であり、……（陪審）が専門家の意見を重視するのはそれらが事実基礎をおく理由により支持されている限りにおいてである」とする。

この事件は、一四時間にわたり陪審審理がなされたが評決は下されず、最終的には Duveen が六万ドルで和解に応じた。

Hahn v. Duveen 事件においては、美術専門家が誤った、悪意の意思により、しかるべき理由もなく作品の作者の特定を行ったことの立証責任を原告に対して負わせており、結果として美術専門家は悪評の責任を免れることになった。悪評を訴訟原因とする原告側に課せられる立証責任の負担は重く、裁判所においてこの種の訴訟が提起されることはまれである。

美術専門家の責任追及の根拠として最も一般的なのが、ネグリジエンス、過失不実表示である。過失不実表示を根拠とするためには、他人に対して、真実であるとする十分な根拠がなくて過った重要な表示を行い、表示をされた者が当該表示を信頼するのが相当であり、損害を生じさせるように行動するようにし向けられたことが必要である。専門家による表示は、単なる意見であつても、他方当事者が事実の陳述であるとして信頼される場合がありうる。不法行為訴訟において美術専門家に勝訴するためには、被害を受けた当事者は弁護士もしくは会計士のマルプラクティスで要求されるのと同じの要素を立証することを負担することになる。

専門家の責任追及ができるかは当該表示が誤りであつたかということに掛かっているが、その場合に専門家の心理状態の問題、すなわちネグリジエンスがあつたかどうかの問題が最も重要である。専門家は、広範囲の知識を有しているだけでなく、その知識の適用方法を知っている必要があるものであり、美術専門家は一般に、正しい類型の分析方

法や比較分析をして、正しい結論を導き出すためには、美術史、美術様式および科学的分析についての知識を適用する必要があり得る。専門家の責任の範囲が確認されると、専門家の注意義務の基準が問題とされることになる。専門的知識と技術をもっていることを表明している専門家は、そうしたものを行使することが要求されるし、専門家に必要な最小限度の知識と技術しかない場合には、その限度でのものの行使が要求されることになる。専門家が技術と知識について何も述べていない場合であっても、美術品の売り主と買い主は、専門家の専門領域において最低限度の知識があることを期待することができる。専門家が知識をもち、専門的意見を述べた場合には、十分な知識に基づいて誤った意見を述べたことについてネグリジェンス責任を問われることになる。このように、同じ専門家であっても、知識や技術において他の者より優れているものがある場合には、法はそうした特別な能力に見合った行為を要求する。したがって、数名の画家の作品のみを専門とする専門家が誤った意見を述べることによりネグリジェンス責任が生じるが、同時期に制作された美術作品の知識しかない者が、特殊な専門家と同等の注意を払わなかったとしても不注意があつたとはされない。¹¹⁾

この点について、Hahn v. Duveen 事件¹²⁾において、Black 裁判官は次のように述べている。

「専門家は、その者の知識がすべてである。専門家の意見が受け容れられたり拒絶されたりするのは、特定の問題について研究してきていない者に比べて知っているか知らないかである。専門家が一定の問題について研究しておらず専門としてもいない者と同一の知性を有しているとすると、専門家の意見は、その問題を知的に考察してきたので、より優れたものである。しかし、その問題についてあまり研究していない専門家の意見でも、その問題についてより多く研究している他の者の意見より優れていることがある。なぜならば、彼らは学んだことの適用においてより優れているからである」¹³⁾

以上のところから明らかなように、専門家が狭い領域の知識の適用を怠った場合には、技術的には不注意ということになるが、そのことが訴追可能なネグリジェンスということになるとは限らない。そのためネグリジェンスは、損害の主要原因（proximate cause）であると同時に、現実の原因（actual cause）であることが必要となる。

美術品鑑定人の専門家としての責任は、意見を求めた者に対する契約上の注意義務違反としても生じ、作品の購入前に鑑定を依頼し、鑑定人が十分な注意を払わずに当該作品は真作であるとしたが実際には贋作であった場合には、鑑定人は鑑定を依頼した購入者に対し責任を負う。同様に、売り主側の鑑定人が誤って作品の価格を著しく低く評価した結果として依頼者が損害を蒙った場合にも、鑑定人は責任を負うことになる。

Luxmore-May v. Messenger May Baverstock 事件は、こうした問題を扱うものである。

原告は、一九四八年に結婚祝いに貰い自宅の廊下の暗い角に掛けていた小さなフォックス・ハンドの絵二枚を売却しようと考え、一九八五年に美術品のオークション会社を営む被告に売却方を相談した。被告の責任者は、十分な経験もないが絵画鑑定についての専門家であると称する者であった。

被告の評価によると、当該絵画は「汚れている」「良く書けていない」ので、それぞれ三〇ポンドから五〇ポンドの範囲内の価値があるに過ぎないとした。

原告は、当該絵画をオークションに付すために被告に委ねた。オークションの前、被告の経営者は、一八世紀の著名な動物画家である George Stubbs の作品である可能性があるとして別の作品と共にサザビィ社に意見を求めに行ったが、当該作品については特に優れている作品とのことでもなかった。オークションでは二名のディーラーが競り合い、最低競売価格の二倍の八四〇ポンドの値が付けられた。「この結果には、原告は一部には満足するとともに、一部には疑問を抱いていた。……第二原告が述べるように、『明らかにディーラーの方が競売人より多くのことを知っ

ていた』からである」¹⁵⁾

五ヶ月後、当該絵画は再度サザビィ社のオークションにかけられ、その三ヶ月後、原告は「The Times」の紙面で当該絵画が八万八千ポンドにて売却されたことを知り、愕然とした。その記事によると、当該絵画は有名な動物画家 George Stubbs の作品であることが確認され、その直後にさらに高額の価格で転売されたとのことであった。

原告は被告を専門家としての義務をつくさなかったとして訴えた。当該絵画の潜在的な価格を認識しなかったことと価値のあるものであることを伝えなかったことにより、被告は当該絵画の価格付けと販売において相当な技術と注意を払うべきところそれを怠った点において契約上の義務違反があるとするものである。原告は、損害賠償金としてオークションにて受け取った金額とサザビィ社が五ヶ月後に受け取った金額の差額からサザビィ社の販売に掛かった費用を減じたものを請求した。

原審の高等法院女王座部の Simon Brown 裁判官は、原告勝訴判決を下した。「能力のある鑑定人ならば、これらの絵画のもつ優れた点を見過ごすことはなかったであろうし、さらに調査する価値があるものと認識しないこともなかったであろう」とし、原告の主張にするところに従って計算した損害賠償額七万六千二百ポンドを認めた。

控訴院においては、逆に原告敗訴の判決が言い渡された¹⁶⁾。Stade 裁判官は、被告は「暫定的な」競売人であり、専門医というよりは一般開業医というべきであるとする。そして、原審における裁判官は、「有能な鑑定人ならば Stubbs の可能性の兆候を見逃さなかったであろうとする点において、…被告側に要求する技術の程度をあまりにも高いものにした」とするとともに、「必要とされる技術と注意の基準は、異なった見解、さらには間違った見解も許容するのであり、実務家がそうした見解を抱くことは（必然的に）義務違反と判示されることもない」とする被告側の見解を認め¹⁷⁾。Stade 裁判官はさらに、「作者不明の絵画の値踏みは、明らかに意見と判断の行使を伴うものであり、とりわけ

特定の画家の作品であることが行われる場合にはそうである。それは厳密な意味での科学ではなく、判断自体はその本質において誤る可能性があり、また後に誤りであることが判明するかもしれない。したがって、鑑定人 (expert) が誠意をもちかつ十分な注意を払って仕事を行った場合には、その者が「寝ている人」もしくは「寝ている人」になる可能性のあることの第一発見者ではないとする理由だけで、裁判所が専門家としての責任を問うことには注意を払う必要がある」としている。²⁰⁾

本件における被告は美術品のオークションを取り扱う会社であったが、責任者においても当該絵画の価値を正確に判断する専門的な知識と能力を欠いていたのであり、控訴院の判断には根拠あるということができるが、サザビィ社、クリスティ社のような著名なオークション会社が同種の問題を引き起こしたとするならば、同一の状況下においても過失責任を問われることになる可能性を否定することはできないと思われる。

美術品鑑定人は依頼者の関係において、信認的な関係、すなわち信託並びに信認の関係が成立しているかについては見解が異なっている。肯定する立場に立てば、美術品鑑定人は依頼者の利益に関わる一切の重要な事実を開示するとともに、依頼者の利益に反する行為を行ってはならないとされ、これに違反した場合には、擬制詐欺 (constructive fraud) に問われ、不法行為責任を負わされることがあるとされる。

美術品鑑定人が依頼者の代理人であるとする、受託者と同一の立場に立つことができ、この見解を採用するのが、Christalina S. A. v. Christie, Manson & Woods International, Inc. 事件²¹⁾である。

原告は、八枚の印象派の絵画をオークションにおいて売却するためにクリスティ社に委託したが、七枚が売れ残ってしまった、結果的に価値の低下を招く損害を蒙った。原告は、信認義務違反とその他の不法行為を理由に訴えを提起した。原告の主張に依れば、クリスティ社は当該絵画がオークションにおいて付けられる金額について不実表示をし、

そのような販売に伴うリスクやクリスティ社のスタッフが悲観的な試算を行っていたことについて何ら情報をもたらしていなかったとした。

ニューヨーク州高位裁判所上訴部は、原審のクリスティ社勝訴の略式判決を覆し、次のように判示した。すなわち、クリスティ社は美術品の鑑定における「自ら専門家であることを宣言して」信認的立場にあり、「自らの技術と経験に見合った」行動をしているかどうかが問題となる、とする。²²⁾

損害賠償について同裁判所は、損害賠償の請求は被告側の主張するように投機的なものではなく、「損害賠償額の算定は、当該絵画のオークション前の価格とオークション後の価格の差額」であるとし、「評価額と善意での販売は、価格を示すものであり、損害賠償の基礎として機能することになる」とする。²³⁾

これに対して、依頼者は美術コンサルタントとの間の代理関係があることを立証しておらず、両者の間には信認関係が存在しないとするのが、Fenton v. Freedman 事件²⁴⁾である。

この事件において美術コンサルタントは依頼者に対し、誰の筆になる絵画を購入すれば投資として儲かるかにつき助言すること、およびしかるべき作品を「最善の価格」にて発見し購入することの手助けを行うことを約束した。

美術作品の選定後は、コンサルタントは自分の計算でディーラーもしくはギャラリイから購入し、最初の購入代金を指示することなく、依頼者の利益になるように転売するというものであった。

合衆国控訴裁判所 (Court of Appeals) は、依頼者はコンサルタントの裁量と経験とに信頼をおいていたが、コンサルタントの薦めを拒否するか承認する以外にはその活動を支配していなかったのであり、コンサルタントは依頼者の代理人ではなく、請負人 (contractor) であった、との判断を示している。²⁵⁾

アメリカにある三大鑑定人組織は美術鑑定人を包含するものであるが、そのうち二つのものは、組織規範において

鑑定人が信認義務を負うことにつき明文の規定をおいている。⁽⁹⁾

【注】

(1) 美術品鑑定人を含む美術専門家の負う法的責任の問題については、Rauli Jäuregui, "Rembrandt Portraits: Economic Negligence in Art Attribution" 44 UCLA L. Rev. 1947 (1997) ; S. M. Levy, "Liability of Art Expert for Professional Malpractice" 1991 Wis. L. Rev. 595 ; P. H. Karlen, "Fakes, Forgeries, and Expert Opinions" 16 J. of Art M. & L. 5 (1986).

(2) 美術品鑑定人が文書による名誉毀損の訴訟を提起した *Porcella v. Time* 事件 (300 F. 2d 162 ; 1962 U. S. App. LEXIS 5796) において、アメリカにおける美術品鑑定人の実態と役割が示されている。「われわれは、この専門職につき政府のコントロールが何らないこと、原告が学位もしくは何らかの教育機関からその他の認証を得ていないことを知っている。…美術品鑑定人として、原告は美術品を評価することにより当該絵画およびそれに支払われる対価につき市場における影響を及ぼすことができるだけでなく、合衆国税法の下で税金の軽減の利益を得るため慈善的目的で後援者が寄付する美術品を評価する立場にある」*Id.* at 166.

これに対して、フランスはヨーロッパの他の国やアメリカとは異なる美術品取引の伝統を有しており、美術品鑑定人は独立した専門家として認められており、公的な立場で仕事を行うことにつき、Jäuregui, *supra* note 1 at 1966-68 参照。フランスにおいては、美術品鑑定人が発行する鑑定証明書を逆に悪用し、偽造美術品を売りさばく手段とすることがあることである。クリフォード・アウヰング著 関口英男訳『贋作』(一九七〇年、早川書房)二〇〇—〇一頁。

(3) Queen's Bench Division 11 Jan. 1995 (The Independent, Jan. 19, 1995, at 8, available in LEXIS, News Library, Non-US File).

(4) *Id.* この事件における理由付けは事実上、第二次契約法リステイトメントの錯誤の概念に従うものであることにつき、Rauli Jäuregui, *supra* note 1, at 1989.

- (5) 234 N. Y. S. 185 (Sup. Ct. 1929).
- (6) *Id.* at 187.
- (7) *Id.* at 190.
- (8) *Id.*
- (9) 不法行為第二次リステイメント第六五一条は、悪評の事件において原告側が立証すべきこととして、次の点を挙げ
る。(1)当該意見により法的権利が影響を受けたこと、(2)当該意見が有害な性格であること、(3)当該意見が現実に誤り
であったこと、(4)当該意見が公表されたこと、(5)当該意見を第三者が信頼することを予見することができるのが相当
である状況、(6)第三者の受領者が当該意見を信頼したこと、(7)第三者の受領者が当該意見は有害な性格であることを理解
したこと、(8)第三者の受領者が当該意見は原告の権利に関するものであることを理解したこと、(9)、原告が金銭損失の結
果として特別損害を蒙ったこと。Restatement of the Law, Second, Torts, § 651(1).
- (10) 専門家の民事責任については、川井 健編『専門家の責任』(一九九三年、日本評論社) 専門家責任研究会編『専門家
の民事責任』別冊 NBL 二八号 (一九九四年)。
- (11) P. H. Karlen, *supra* note 1, at 9-10.
- (12) 234 N. Y. S. 185 (Sup. Ct. 1929).
- (13) *Id.* at 190.
- (14) [1989] 04 EG 115, [1989] 1 EGLR 11, available in LEXIS, INTLAW, ENG CAS. [1990] 1 W. L. R. 1009.
- (15) [1989] 04 EG 115, [1989] 1 EGLR 11, available in LEXIS, INTLAW, ENG CAS.
- (16) *Id.*
- (17) [1990] 1 W. L. R. 1009 at 1020.
- (18) *Id.* at 1024.
- (19) *Id.* at 1020.

- (20) Id.
- (21) 117 A. D. 2d 284, 502 N. Y. S. 2d 165 (1986). この事件の顛末は、J. H. Merryman & A. E. Eisen "Law, Ethics, and the Visual Arts vol. 2 2d ed." (U. of Penn. P., 1987) at 507-8 参照。
- (22) Id. at 175.
- (23) Id.
- (24) 748 F. 2d 1358 (9th Cir. 1984).
- (25) Id. at 1362.
- (26) S. M. Levy, *supra* note 1 at 635.

六 まとめに代えて—偽造美術品流通の予防策

美術品の偽造は古くから盛んに行われてきているが、科学技術の進歩に伴い益々巧妙になってきており、本物と偽物の区別をすることは美術専門家にとつても困難なことが珍しくなくなっている。贋作の制作が職業として確立している一方、有名な作品を模写することが美術の勉強にとつて重要な意味をもっていることも、贋作が横行する要因の一つであろう。いづれにせよ、美術品が経済的に価値あるものとされる限りにおいては、今後とも贋作はなくなることはないであろう。

偽造美術品が美術市場に流入することを阻止して贋作を排除するためには、偽造行為自体を犯罪行為として重罰により処罰する、売り手の側に重い責任を課す、作品が本物であることを証明する制度を確立するに加えて、美術品鑑定人の資格制度の確立などさまざまな方策を総合的に講じていくことが必要になると思われる。

このうち最も有効な手段であると思われる、作品が本物であることを証明する制度については、作者自身が自分の

責任で自作であることを保証する制度と公的機関や第三者機関による公的に近い形で^②の証明制度などが考えられるが、そうした機関への登録についても、登録時に評価がでていないことが多いので未登録の問題が生じることが考えられるとすると、完全なものとして機能することは考えにくいことである。

こうした中で、美術品の取引において偽造美術品の購入者に対して「買い主注意せよ」の原則を維持するか、もしくはその責任を軽減して行くのかということは、偽造美術品取引規制について重要な意味を有する問題であるということが出来る。さらに、画商の専門家としての責任や美術品鑑定人の責任を明確にしていくこともこれと密接な関係を有するものといえることができるであろう。^③

日本は昔よりコピーを尊重する国であって、有名な画家自身が盛んに他人の作品を模倣した作品を制作してきている。^④こうした模倣に対する意識の改革こそが第一に問題とされなければならないのであるが、最近各地に公的な美術館が数多く開設されており、そこでは贋作が収蔵され展示されている危険性がまったくないということはできないであろう。美術品取引に関与する者に要求される注意義務については、別の角度からさらに検討を加えていきたい。

【注】

- (1) クリフォード・アウイング著 関口英男訳『贋作』(一九七〇年、早川書房)二〇〇—〇一頁。
- (2) L. D. DuBOFF, "ART LAW in a Nutshell" (1993, West) at 69.
- (3) 瀬木慎一『真贋の世界』(一九七七年、新潮社)二二—二頁。
- (4) 瀬木前掲書二五七頁参照。

(やまぐち やすひろ・本学法学部助教授)